

令和5年(2023年)3月紀北町議会定例会会議録

第1号

招集年月日 令和5年3月2日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和5年3月2日(木)

出席議員

1番	脇	昭博	2番	宮地	忍
3番	岡村	哲雄	4番	大西	瑞香
5番	原	隆伸	8番	樋口	泰生
11番	近澤	チヅル	12番	入江	康仁
13番	家崎	仁行	14番	平野	隆久

欠席議員

6番	東	篤布	7番	奥村	仁
9番	太田	哲生	10番	瀧本	攻



### 入江康仁議長

それでは、定刻になりましたので、改めて、皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、少しお時間をいただきたいと思います。

本年2月8日に開催されました全国町村議会議長会第74回定期総会におきまして、町村議会議員27年以上の在職者として、元議会議員の中津畑正量氏に対する表彰が行われました。

本日ここに、表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、中津畑氏の議場への入場を許可いたします。

(中津畑正量氏入場)

### 入江康仁議長

それでは、表彰状を読み上げさせていただきます。

表彰状。

三重県紀北町、中津畑正量殿。

あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和5年2月8日、全国町村議会議長会、会長、南雲正、代読。

おめでとうございます。(拍手)

(表彰状伝達)

(中津畑正量氏退場)

### 入江康仁議長

以上で、表彰状の伝達式を終了します。

それでは、ただいまから令和5年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。

なお、6番 東篤布議員、7番 奥村仁議員、9番 太田哲生議員、10番 瀧本攻議員から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

また、中村出納室長と家倉水道課長が欠席とのことであります。水道課につきましては、奥村水道課技術係長を代理出席させることを許可いたします。

3月定例会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

去る2月1日の全員協議会におきまして、会議を流会としてしまいましたことについて、会議を円滑に進めるべき立場の議長として、深く反省しているところであります。

また、町民の皆様には、大変ご心配をおかけしておりますことに対しまして、心よりおわびを申し上げます。

なお、新聞報道にありました議員とのトラブルにつきましては、現在、尾鷲警察署で捜査が進められておりますが、私といたしましては、警察に逮捕されるような行為は一切しておりません。いずれ事実が明白になると信じておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、本定例会は、新年度当初予算等を審議する議会であり、本日から3月20日までの長期間の会期となりますが、健康には十分留意されまして、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下、執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日、予定どおりに提案いただき、大変ご苦労さまでございました。

今議会は、新年度予算をはじめ条例制定や改正など、多岐にわたる事件を審議する重要な定例会でもございます。

議員、執行部の皆様方におかれましては、議事の進行に格別のご協力をお願い申し上げます。定例会開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会においても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、議会放送番組収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

#### **上野隆志議会事務局長**

おはようございます。

それでは、会期日程及び議事日程を朗読させていただきます。

令和5年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月2日、木曜日、9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、議案上程、説明。

第2日、3月3日、金曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託。

第3日、3月4日、土曜日、休日。

第4日、3月5日、日曜日、休日。

第5日、3月6日、月曜日、休会。常任委員会予定日。

第6日、3月7日、火曜日、休会。中学校卒業式。

第7日、3月8日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第8日、3月9日、木曜日、休会。常任委員会予備日。

第9日、3月10日、金曜日、休会。常任委員会予備日。

第10日、3月11日、土曜日、休日。

第11日、3月12日、日曜日、休日。

第12日、3月13日、月曜日、休会。常任委員会予備日。

第13日、3月14日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第14日、3月15日、水曜日、休会。予備日。

第15日、3月16日、木曜日、休会。予備日。

第16日、3月17日、金曜日、休会。小学校卒業式。

第17日、3月18日、土曜日、休日。

第18日、3月19日、日曜日、休日。

第19日、3月20日、月曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会  
でございます。

次に、議事日程を朗読させていただきます。

令和5年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月2日（木曜日）9時30分開議

日程第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	行政報告
第5	町政の一般説明
第6	議案第2号 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例
第7	議案第3号 紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例
第8	議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例

- 第9 議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第8号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第9号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第10号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第11号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定について
- 第16 議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第13号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3年度分）
- 第18 議案第14号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）
- 第19 議案第15号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第16号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第17号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算
- 第23 議案第19号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24 議案第20号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第21号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第26 議案第22号 令和5年度紀北町水道事業会計予算

以上でございます。

**入江康仁議長**

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第1

## 入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1番 脇 昭博議員

2番 宮地 忍議員

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 入江康仁議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月20日までの19日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月2日から3月20日までの19日間とすることに決定をいたしました。

---

## 日程第3

### 入江康仁議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月22日に議会運営委員会が開催され、3月定例会に係る運営等について協議が行わ

れました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。

本定例会に提案され、受理した案件は、予算を含む一般議案が21件となっております。

次に、一般質問についてであります。2月15日から21日までの提出期間内に、4人の議員から通告書が提出されました。

なお、日程については、現在の予定では、14日火曜日に4人ということで、1日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和4年度12月分及び1月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。

三重紀北消防組合議会は、3月27日、月曜日、午前10時から、紀北広域連合議会は、同日、午後1時30分から、また東紀州環境施設組合議会は、3月28日、火曜日、午前10時から、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月30日、木曜日、午前10時から、それぞれ開催の予定であります。組合議会等議員におきましては、ご出席くださるようお願いを申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、中井教育長、加藤監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、議会定例会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本定例会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。報告については、寄附金についてでございます。

本年1月に、尾鷲市の紀北信用金庫様より、スポーツの振興を図るため30万円をご寄附いただきました。

紀北信用金庫様には、「地域における高齢者等見守りに関する協定」により、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう見守り活動を行っていただき、高齢者施策の一翼を担っていただいております。

心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後、有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告を申し上げます。

以上、1件をご報告いたしまして、3月定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

#### **入江康仁議長**

以上で、行政報告を終わります。

---

### **日程第5**

#### **入江康仁議長**

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

令和5年3月議会定例会の開会に当たりまして、私の町政経営に対する基本的な考えを明らかにするとともに、令和5年度予算案について、その概要を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、紀北町長に就任以来、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本姿勢の下、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら町政発展に全力で取り組

んでまいりました。

今後の町政経営につきましても、これまでの経験を生かし、現場を重視するとともに、時代の変化や要請を的確に把握し、柔軟な発想と広い視野で、紀北町第2次総合計画の将来像に掲げた「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、町民の皆様と協働によるまちづくりを積極的に進めてまいります。

さて、今年、関東大震災から100年目を迎えます。

関東大震災は、1923（大正12）年9月1日に、近代化した首都圏を襲った唯一の巨大地震であり、明治以降の日本の地震被害としては、最大規模の甚大な被害でありました。

9月1日は、関東大震災の教訓を忘れない日であり、台風シーズンを迎える時期であることから、防災への心構えと準備をするという意味の防災啓発デーであり、「防災の日」と制定されています。

物理学者であり防災学者でもあった寺田寅彦氏が残した警句、「天災は忘れた頃にやってくる」。自然災害は、被害を忘れたときに再び起こるものだという戒めであります。

平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成16年の町内に大きな被害をもたらした台風21号水害などの災害を決して忘れてはいけません。

先日、2月6日には、トルコ南部を震源とした大規模地震により、トルコと隣国のシリアで多くの方々が被災いたしました。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げます。

これまで経験したこと、見たこと、教わったことを十分に生かし、台風、豪雨、地震・津波などの自然災害に対する防災力・減災力をさらに強化するとともに、日頃の訓練や準備を怠ることなく、常に災害を意識し、町民の皆様と力を合わせ、安全で安心なまちづくりに全力を傾注してまいります。

日本国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから3年が経過いたしました。依然として収束には至っておりません。

このような中、まずは、町民の皆様の安全・安心の確保が最も優先して取り組むべき課題と考え、全職員が一致団結してワクチン接種の促進など、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりました。

しかしながら、町内におきましては、1月中旬に1日の感染者数としてこれまでで最も多い80人が報告されました。

新型コロナウイルス感染症は、各国で独自の変異を繰り返し、瞬く間に世界中に広がりま

した。日本においても、オミクロン株による感染が予断を許さない状況にあります。

議員各位をはじめ、町民の皆様には、感染防止対策にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。引き続き感染予防対策の徹底にご協力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

そして、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた皆様に心よりお悔やみを申し上げますとともに、闘病生活を送っておられる皆様方にお見舞いを申し上げます。

また、医療や介護、福祉の最前線で日々奮闘していただいている皆様は、この3年間、きっと私の想像をはるかに超える過酷な状況の中で、職務に従事していただいておりますことに、深く深く敬意と感謝を表する次第であります。誠にありがとうございます。

コロナ禍において、私たちは以前と異なる様々な制約の中で、当たり前のことが当たり前でできない不自由さを感じ、当たり前の生活がかけがえのないものだったと気づかされました。

町民の皆様、事業者の皆様に改めまして「新しい生活様式」へのご協力をお願い申し上げますとともに、ワクチン接種などの感染防止対策や収束後を見据えた業務の推進を図ってまいりますと考えております。

新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束し、平常の生活ができることを心から願っているところであります。

2022年2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの軍事侵略は、世界平和の根幹を揺るがす深刻な事態であります。

欧州のみならずアジアを含めた国際秩序に関わる問題であり、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。

戦争は、軍人だけでなく、子どもや老人、全ての人々の命を奪う非道な行為であり犯罪であります。いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対し断固抗議をいたします。

ロシアが即時攻撃を停止し、部隊を自国に撤収することにより、ウクライナに平穏で安心して暮らせる生活が取り戻され、世界の平和が確立されるものと確信をいたしております。

昨年、「円安の進行」というニュースをよく目にいたします。ドル高円安が急激に進み、消費生活にも大きな影響が出ています。

日本は、小麦や大豆、肉などの食料品、石油や天然ガスなどの資源エネルギーの多くを輸入に頼っています。特に資源エネルギーは海外からの輸入が多く、国内の自給率は、僅かな

値となっています。

円安が進むと輸入物価が上昇するので、結果として国内物価やエネルギー価格も上昇しています。

さらには、ウクライナ情勢の悪化や気候変動などにより、物価高・エネルギー高に拍車がかかり、エネルギー・食料といった生活必需品が高騰し、家計の負担はますます大きくなっています。

令和2年度からこれまで、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」約10億7,800万円と、町の一般財源約3億1,700万円を合わせた13億9,500万円を活用して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策、物価高騰の影響を受けた町民の皆様や事業者の皆様の負担軽減、子育て支援などの事業を積極的に実施してまいりました。引き続き、コロナ禍における町内の経済対策などを進めてまいります。

1月23日に召集された第211回通常国会における岸田文雄首相の施政方針では、近代日本にとって大きな時代の転換点は、「明治維新」と「大戦の終戦」の2回あったとし、今、我々は再び歴史の分岐点に立っていると述べられ、「防衛力の抜本的強化」、「新しい資本主義」、「子ども・子育て政策」、「包摂的経済社会づくり」、「災害対応・復興支援」、「新型コロナ」などの項目ごとにそれぞれ政策を述べられました。

このような国の基本政策を十分に踏まえた中で、町を取り巻く情勢の変化を的確に把握し、関連の支援施策や事業などを積極的に取り入れ、町政経営に活かしてまいります。

令和4年度から令和8年度の5か年を計画期間とする紀北町第2次総合計画後期基本計画においても、まちづくりの3つの基本視点である「紀北町らしさを創造する、誇れるまちづくり」、「自然、人が輝く、希望あふれるまちづくり」、「協働でつくる、自立したまちづくり」を踏まえ、自然と共生する「安全・安心」な暮らしを基本に、「にぎわい」のある「人・地域の元気」を生み出すまちを目指してまいります。

特に、後期基本計画において重点プロジェクトに設定した安全・安心を守り高める「安全」のまちづくり、健やかな暮らしを支え・広げる「健康」のまちづくり、魅力とにぎわいを生かし・創る「活力」のまちづくり、未来の創り手をつなぎ・育む「学び」のまちづくりに関連する施策や事業の重点的な推進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に、ウクライナ情勢や円安も相まって物価が高騰し、町内の経済や町民の皆様の生活は大変厳しい状況にあります。

コロナ禍においても経済活動が緩やかに持ち直しつつある中、経済活動を元に戻し、さら

に伸ばしていくことが重要であります。

町内の景気も劇的な回復が期待できない状況にあることから、令和5年度予算においては、国の交付金や町の基金を有効に活用した経済対策等の事業を積極的に進めてまいります。

デジタル技術は、距離や時間の制約にとらわれず、人の能力や活動を拡張したり効率化したりできる点に特徴があることから、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進はますます重要となっています。

デジタル技術の活用によって、町の個性を生かしながら課題を解決し、町の活性化を加速させていく「デジタル社会」への転換点を迎えています。

デジタル技術を効果的に活用して、「不便・不安・不利」を解消し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めてまいります。

三重県の中南勢（多気町・大台町・明和町・度会町・紀北町）5町が共同で進めている「デジタル田園都市国家構想・三重広域連携モデル」により、人口減少や少子高齢化などの様々な地域課題の解決に向け、行政区域の枠を超えた広域連携とデジタル技術の社会実装により、生活者中心の新たな地方創生へ挑戦してまいります。

なお、デジタル社会基盤に欠かせないマイナンバーカードの本町の申請率は、訪問や夜間・休日受付などを実施したことで、令和5年1月末現在で75.96%と、全国平均の75.2%を上回っています。

国は、2023年度に自治体に配分する地方交付税交付金約18兆4,000億円のうち500億円分は、配分の際にマイナンバーカードの普及率が高い自治体を優遇するとしており、デジタル田園都市国家構想交付金の一部の配分枠においても、デジタル化支援受給要件にマイナンバーカードの申請率が加味されることとなっています。

本町においては、町民の皆様方のご協力によりまして、マイナンバーカードの申請率がそれぞれの条件をクリアし、どちらの財政支援も優遇される見通しであります。

マイナンバーカードは、「デジタル社会のパスポート」です。町民の皆様におかれましては、引き続きマイナンバーカードの普及にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる。」、私が常に発信し続けている言葉であります。

誰もが生涯現役で元気に過ごすことを望んでいます。日々のちょっとした運動や食事を工夫することなどを継続して実践していただき、生活習慣病の予防、健康の維持増進を図っていただきたいと考えています。

昨年11月、紀北町の健康づくり事業「ちょい減らし+10チャレンジ」が、厚生労働省などが主催し、全国の健康増進・生活習慣病予防への優れた取組事例を表彰する「第11回健康寿命をのばそう！アワード」でスポーツ庁長官優秀賞を受賞いたしました。

表彰式におきまして、室伏広治スポーツ庁長官から、「目的を持って体を動かすことを広めていく中で、今より10分体を多く動かすことで、無理のない目標設定により、町民の意識向上を促している点が評価のポイント」と講評をいただきました。

この受賞を糧として、引き続き町民の皆様と共に健康体操やウォーキング、「ちょい減らし+10チャレンジ」などを引き続き推進し、健康を守るための努力を続けてまいりますので、多くの皆様のご参加をお待ちいたしております。

また、総合健診や各種がん検診などを引き続き実施し、健康意識の向上や健康づくり、体力の維持増進など、町民の皆様が生涯現役で元気に暮らせるまちづくりを積極的に進めてまいります。

国は、令和5年度の予算編成につきましては、「令和4年度第2次補正予算と一体として、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX（グリーン・トランスフォーメーション）、DX（デジタル・トランスフォーメーション）といった成長分野への大胆な投資、少子化対策・こども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速や、外交・安全保障環境の変化への対応、防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保をはじめとした重要な政策課題について必要な予算措置を講ずる。」との考えの下で予算編成がされています。

このような予算編成の考えに基づいて編成された、令和5年度の国の一般会計歳入歳出予算の概算規模は114兆3,812億円で、前年度当初比6兆7,848億円、6.3%の増となっております。

国の地方財政対策等につきましては、一般財源総額は62兆1,635億円で、地方税収は42兆8,751億円を見込み、不足分を補う地方交付税の総額は、自治体への配分額で18兆3,611億円、前年度当初比1.7%、3,073億円の増となり、財源不足を補てんするための臨時財政対策債発行額は、44.1%減の9,946億円としております。

このほか、特に地域のデジタル化をさらに加速させるための地域デジタル社会推進費の3年間延長及びマイナンバーカード利活用特例分500億円の増額、脱炭素化を一層推進するための脱炭素化推進事業費1,000億円の新規計上や脱炭素化推進事業債の創設等のほか、学校や福祉施設などの自治体施設の光熱費高騰を踏まえ、一般行政経費の700億円の増額計上な

どが盛り込まれています。

令和5年度の予算編成につきましては、先ほど来述べてまいりました、町を取り巻く経済情勢や国の動向等を十分見極めた上で、新型コロナウイルス感染症の予防対策に取り組み、町民の生命、健康、生活を守り、コロナ禍で疲弊している町内の経済活動を支える対策を講じることが重要であるとの考えを基本として予算編成を行いました。

本町の令和5年度一般会計当初予算につきましては、令和4年度当初予算と比較して7.2%、7億1,762万1,000円の増の大型予算となっており、総額106億2,127万6,000円であります。

歳入の主なものは、地方交付税が43億5,460万円で全体の41%を占め、次いで、繰入金15億2,137万1,000円、町税12億9,105万4,000円の順となっております。

歳出の主なものは、民生費が26億8,507万3,000円で全体の25.3%を占め、次いで総務費14億9,892万4,000円、公債費14億3,716万円の順となっております。

歳出につきましては、前年度当初予算と比較いたしまして、全款で予算額が増加しており、中でも、農林水産業費で4.2%、商工費で26.3%、土木費で26.9%、消防費で33.2%、教育費で16.4%と、いずれも大きな増加となっております。

経費別では、前年度当初予算と比較して、普通建設事業費が27.3%の増加となっており、うち単独事業費につきましては47.3%の増加となっております。

維持補修費につきましても24.3%の増となっており、学校をはじめとする施設等の老朽化に対する修繕につきましては、できるだけ先送りしない姿勢で予算を計上しています。

このように令和5年度当初予算は、新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰等による地域経済への影響なども十分考慮した予算となっております。

内容を課題に沿って一部ご説明をいたしますと、町民の生命と健康を守るための取組といたしましては、大型事業の汐ノ津呂排水機場整備事業、出垣内地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金、その他、道路、橋梁、河川関係工事につきまして、積極的に予算化しております。

また、紀北町高齢者保健福祉計画の策定、地域支援事業（介護予防）による認知症予防対策の強化等を図る予算を計上いたしております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組といたしましては、前年度に引き続き各施設における手指消毒液等を設置する予算を計上いたしております。

なお、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る委託費等につきましては、国・県などの動向に合わせて予算化し、町民の皆様の生命を守るため万全を期してまいります。

物価高騰の影響に対する取組といたしましては、前年度はコロナ臨時交付金を活用して実施いたしました地元食材活用支援事業、物価高騰学校給食費支援事業を交付金がなくても実施すべく予算化いたしております。

地域経済の回復のための取組といたしましては、住宅リフォーム支援事業の増額、令和5年度オープン予定の城ノ浜地区の熊野灘臨海公園のプール整備負担金、小規模事業者利子補給等事業、令和6年度に世界遺産登録20周年を迎える熊野古道対策などとして、三浦峠木橋修繕工事や海山郷土資料館トイレ改良工事を予算化いたしております。

また、外部の視点による新たな地域振興を推進するための地域おこし協力隊5名増員の活動費等を予算化しております。

その他、工事請負費や修繕料を大きく増額しておりますので、地域経済の回復に寄与するものと考えております。

基幹産業である農林水産業活性化の取組といたしましては、農業では、民間事業者を交付金で支援する農政総合企画事業、船津川排水機場真空配管等整備工事を新たに予算化いたしております。

林業では、事業費を増額して各種支援措置を講じる森林経営管理推進事業、後継者対策等を推進する地域おこし協力隊受入れ事業を予算化いたしております。

水産業では、漁業者等の活動を支援する水産多面的機能発揮対策事業、新たに海野漁港クレーン巻上機更新事業、長島魚市場高圧設備改修事業、長島港魚市場筏作成事業を、継続事業であります矢口漁港の海岸保全施設整備事業を予算化いたしております。

脱炭素社会を推進するための取組といたしましては、環境対策として、レンタル用の生ごみ処理機を整備するなど、ごみの減量化を図るごみ減量化推進事業、省エネ効果の高いLED化事業として、海山体育館と志子体育館の工事費を新たに予算化いたしております。

DXの推進による新たな未来社会の実現に向けた取組といたしましては、高度情報化推進事業の予算額を大幅に増額し、国のデジタル田園都市国家構想が描く社会の実現に向けた取組を予算化いたしております。

そのほかにも、生活に密着した必要不可欠な事業に加え、人口減少・少子高齢化への対応事業、安全・安心な暮らしの確保事業、地場産業の活性化事業等、地域を元気にするために必要な施策を積極的に進める予算となっております。

これらの事業を実施する上での財源といたしましては、財政調整基金だけでなく、地域振興基金等も活用するとともに、国・県の補助金、交付金をはじめ合併特例事業債、過疎対策

事業債などの有利な起債の活用を図るなど、財政の健全性の確保に努め、地域経済の活性化を図ってまいります。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計が16億936万2,000円、介護サービス事業特別会計が1億7,848万7,000円、後期高齢者医療特別会計が6億2,096万7,000円、水道事業会計では、支出ベースでは6億4,520万7,000円となっており、一般会計を含めた全会計の予算額は136億7,529万9,000円となっております。

それでは、令和5年度の主な施策の概要について、紀北町第2次総合計画の5つの基本目標に沿って申し上げます。

まずは、基本目標1つ目の「ずっと暮らせる安全・快適なまち」についてであります。

近年の災害の特徴といたしましては、台風の大型化や線状降水帯による豪雨、それらに起因する河川の氾濫、浸水被害、土砂災害など多くの被害を与えるものが頻繁に発生いたしております。

また、各地で震度5以上を観測する地震も発生していることや、甚大な被害をもたらす懸念を拭えない南海トラフ地震も、今後40年以内の発生確率は90%、また10年以内では30%程度となっております。

このことにより防災・減災対策はますます重要な施策となっており、引き続き重点的に進めてまいります。

災害については、いつ、どこで起こるかは分かりません。

全ての災害から身を守るすべは困難なものがありますが、自助、共助、公助の連携を重要視しつつ、自主防災会や自治会などとの連携を図り、防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、共助の要となる自主防災会活動の一層の活性化を図るため、自主防災会活動支援補助金を継続するとともに、消防団との訓練実施や消防団設備の充実などを進め、地域防災力の強化を図ってまいります。

本町の防災アドバイザーである川口淳准教授をはじめとする三重大学教員、企業、役場協働の産学官連携により地域の実情に応じた防災支援事業に取り組み、地域の特性を踏まえた避難行動や様々な被害を想定した防災訓練を実施するとともに、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた防災教育を推進し、防災意識の一層の高揚を図ってまいります。

また、引き続き食料などの備蓄品の購入やコロナ禍における避難所の運営について、感染

拡大防止を踏まえた対策の強化を図ってまいります。

台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対策であります。水害対策としては既存の汐ノ津呂排水機場を運用しつつ、新たに排水ポンプを整備することで相賀地区の浸水被害軽減を図ってまいります。

三重紀北消防組合や消防団との連携強化や、被害軽減のための早期避難対策、避難所における安全対策強化、防災ナビや防災行政無線戸別受信機による情報伝達手段の充実、主要河川に設置した監視カメラの活用、暴風や家屋浸水対策、雨水排水対策などへの取組を推進してまいります。

防犯対策では、地域防犯力の向上による安全・快適なまちづくりに、関係機関、関係団体との相互連携を強化し取り組んでまいります。

特に、全国的にも多発している高齢者などを狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺対策といたしまして、怪しい電話がかかってきた際の警告や通話録音機能を有する特殊詐欺等被害防止機器の購入に対する補助制度を創設いたしました。

次に、海岸保全施設整備事業では、矢口漁港海岸につきまして、引き続き農山漁村地域整備交付金を活用し、事業の早期完成に努めてまいります。

また、防災重点ため池につきましては、新たに馬瀬・宮谷池において、事業計画の策定を行い、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

次に、山地災害対策では、県と連携し治山事業の円滑な実施を図るとともに、鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地につきましては、引き続き土砂や流木の流出対策の検討を、国、県、町の3者協議で進めてまいります。

また、人家などへの倒木による被害を予防するため、危険木伐採事業への補助や流木による河川下流域、海域への被害の軽減を図るため、河川周辺立枯木整備事業などを引き続き実施してまいります。

町内の水害や土砂災害を未然に防止するため関係機関と連携の下、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進してまいります。

土石流対策では、県砂防事業といたしまして、馬瀬・猿谷や長島・寝釈迦川等の砂防工事の推進、砂防堰堤の埋塞土砂撤去が引き続き予定されております。

急傾斜地崩壊対策では、県及び町事業として、出垣内地区（山居3地区）におけるのり面対策工事が予定されております。

治水対策では、県河川事業といたしまして、銚子川、赤羽川の堆積土砂の撤去と、赤羽

川・出垣内地区及び船津川・船津地区ほかの堤防補強工事が予定されています。

また、町河川事業といたしまして、準用河川宮前川の河川改修工事の実施と、河川維持のための修繕工事を実施してまいります。

港湾・海岸整備では、県事業として、江ノ浦大橋耐震補強工事及び中ノ島地区高潮対策工事が引き続き予定されています。

また、船津川・銚子川の河口閉塞対策として、河口堆積土砂撤去が引き続き予定されています。

道路・交通網においては、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤で、産業活動や住民生活を支える基盤となっています。今後も住民生活の利便性・安全性の向上など、幹線道路の整備を促進してまいります。

県の道路事業では、国道422号及び矢口浦上里線・矢口地区の道路改良事業と須賀利港相賀停車場線・相賀橋の橋梁事業が引き続き予定されています。

また、長島港線・長島地区の道路改良事業におきまして、着手に向けたルートの検討が進められています。

町の道路事業では、相賀桜町6号線、中道4号線ほか8路線の道路改良工事及び小山里ノ内線ほか5路線の道路舗装工事を実施してまいります。

また、道路メンテナンス事業補助金を活用し、瀬頭橋ほか3橋の改修工事や、白浦トンネルの修繕工事を実施してまいります。

県の公園事業では、熊野灘臨海公園（城ノ浜地区）の都市公園整備事業で、プールや管理棟などの整備を令和5年度夏のオープンに向けて進められています。

また、所有者の不在や適正に管理されていないことが全国的にも問題となっている空き家等につきまして、適正に管理されるよう指導などを行うとともに、保安上の危険排除、景観の保持など、生活環境の保全を図るための対策に取り組んでまいります。

水道事業では、適切な施設の維持管理により長寿命化を図り、老朽化した施設や設備の更新、配水管などの耐震化及び漏水調査等を推進し、管路網の整備に取り組んでまいります。

また、これまでに策定した中長期計画及び水道ビジョンを更新することにより、計画的な水道事業を推進することで経営の健全化に努めてまいります。

さらに、良質な水源の保持・確保のための水質検査を引き続き実施し、住民の皆様へ、安全・安心かつ安定的な水道水の供給に努めるとともに、水道事業に対する啓発活動にも取り組んでまいります。

環境衛生対策では、循環型社会の形成とともに、豊かな自然を尊び、自然と調和の取れた生活を継承していくため、包括的に環境施策の推進を図ってまいります。

廃棄物の処理につきましては、現ごみ固形燃料化施設において資源循環の一端を担っていくとともに、ごみ減量及びリサイクルを促進するための方策を検証し実行してまいります。

さらに、環境負荷を軽減する安定的なごみ処理能力を確保するため、循環型社会形成に寄与できる将来の一般廃棄物処理施設整備に取り組む必要があり、東紀州環境施設組合による広域ごみ処理施設の整備を進めてまいります。

また、温暖化対策といたしまして、第3次紀北町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の業務における温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、2050年カーボンニュートラルを見据えた地球温暖化対策を進めてまいります。

生活環境の保全では、浄化槽設置に対する助成を継続し、設備改修で処理能力を向上させた、し尿処理場による汚水処理とともに、町全域の水質改善に取り組んでいくほか、「自然と共生の町」宣言の具現化を目指し制定した紀北町生活環境の保全に関する条例に基づき、施策を進めてまいります。

公共交通につきましては、町民の皆様にとってより身近な移動手段が確保できるよう、交通体系の改善・進展に努めてまいります。

情報化につきましては、ビッグデータの活用や5G、人工知能やモノのインターネットといった技術を社会に浸透させる「デジタル田園都市国家構想」の交付金事業を活用し、利便性のあるサービスの提供と業務効率化に資する新たな情報通信技術の導入を目指してまいります。

次に、基本目標2つ目の「やさしきで支え合う健康・福祉のまち」についてであります。

少子高齢化が急速に進展する中、全ての住民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らすことのできる「やさしきで支え合う健康・福祉のまち」を実現するために関係課の連携を強化し、取組を加速化させているところであります。

本町では、人口減少とともに、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行により、子どもを持つ親の孤立化も見られることから、「安心して子どもを生み、健やかに育むまちづくり」の推進に向けて、社会全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に進めてまいります。

子育て家庭に対する支援といたしまして、地域子育て支援センターや放課後児童クラブの運営に対する支援を引き続き実施してまいります。

さらに、放課後児童クラブでは、ひとり親世帯と障がい児を持つ世帯の利用料減免を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、妊娠期から出産・子育てまで一貫して様々なニーズや相談に応じた伴走型支援や経済的支援を実施する、出産・子育て応援給付金事業や保育所運営費補助事業、町単独による障がい児保育事業や重度障がい児保育士特別加配補助を引き続き行ってまいります。

町単独の支援として実施いたしております3歳児から5歳児の保育所の副食費及び幼稚園の給食費、3人目以降の小学校、中学校の給食費の無料化を引き続き実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

子育てに関する様々な悩みや不安、精神的な負担感の軽減、解消を図るため、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を中心に、専門的な相談や情報提供、訪問などによる相談支援体制の充実を図ってまいります。

子ども医療費の助成を入院は18歳、通院は15歳になる年度末まで、引き続き実施してまいります。

また、義務教育初年度に当たる小学校入学時の新入学用品の現物支給や、小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を引き続き実施し、子育てを応援してまいります。

子育てしやすい環境づくりとともに、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう地域づくりに向けて、結婚・妊娠・出産・子育てに係るポータルサイト「きほくファミラボ」において、内容の充実を図るとともに、結婚新生活支援事業では、今年度から結婚による新しい生活をさらに応援するため、対象者の所得上限額を引き上げることで、支援の充実を図ってまいります。

高齢者福祉施策では、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域支援事業を活用して、地域での健康づくりの充実、地域活動の人材発掘、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制のネットワークづくりや、住民憩いの場の活用により、高齢者の社会参加や多世代交流の促進を進め、介護予防につなげてまいります。

認知症の高齢者とその家族を支援するため、認知症に関する正しい知識の普及を図り、安

心して暮らせる社会づくりのため、地域全体での見守り体制の構築を推進してまいります。

また、緊急通報装置の設置、配食サービスなど、町独自の事業を引き続き実施するとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる体制を構築し、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

次に、町立老人ホーム赤羽寮では、利用者が安全・安心で快適に暮らせることはもちろんのこと、利用者・職員全員が笑顔の絶えることのない安らぎと温もりのある「住まい」としての施設づくりを進めることを目標に取り組んでおります。

また、養護老人ホーム赤羽寮につきましては、建て替えも視野に入れた今後の運営方法について引き続き検討を進めるとともに、老人ホーム赤羽寮全体の運営についても検討を行ってまいります。

障がい者福祉施策では、地域における障がい者支援策といたしまして、障がい者本人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などが相まって多様化するニーズに対応していかねばなりません。

引き続き、障がい者総合支援センターや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練など給付事業の円滑な運用をはじめ、腎臓機能障害による人工透析などの通院に要する経済的負担を軽減するための助成、発達が気になる子どもが気軽に参加できる療育教室など、障がいのある方が住み慣れたまちで暮らし続けられる支援体制の構築を引き続き目指してまいります。

次に、町民の皆様健康づくり事業につきましては、生活習慣病などの予防のために、「ちょい減らし+10」を健康づくりの合い言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着を目指して、町民の皆様一人一人が健康づくりを他人ごとではなく自分のこととして取り組んでもらえるよう引き続き努めてまいります。

「ちょい減らし+10チャレンジ」につきましては、8年目を迎えますが、より多くの皆様に、より気軽に参加していただくために、元気づくり推進員の方々や町内事業所と連携を進め、「ちょっとチャレンジ、ずっと健康」をキャッチフレーズに推進してまいります。

さらに、紀北町オリジナル健康体操の「きほく活活体操」、健康ウォーキング等についても、町民の皆様が日常生活の中で取り組んでいただきやすくなるように、行政放送やSNSを活用した情報発信に努めてまいります。

紀北健康センターにおきましては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、施設を活用した水泳教室や講座をより充実させ、指定管理者と連携し、さらなる魅力向上につなげ

てまいります。

また、健康的な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深めるため、健康スポーツクラブの講座の充実などにより、健康意識の向上や健康づくり・体力の維持増進に努めてまいります。

検診事業では、国が推奨しているがん検診の胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5大がん検診と、国民健康保険被保険者の40歳から74歳の方を対象にした特定健診を全て無料にすることで、引き続き受診率の向上を図り、病気の早期発見・早期治療につなげてまいります。

さらに、受診者の利便性を図るために、各種がん検診と特定健診などの全ての健診を一日で受診できる「みんなでいこか！総合けんしん」についても、引き続き実施してまいります。

また、出産後間もない時期の産婦の方を対象に、産婦健診に係る費用助成の実施や、産後は、生活の変化、ホルモンバランスの変化などから、心身の不調を来しやすいと言われており、産後ケア事業による身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を実施することで、健やかな子育てにつながるように努めてまいります。

尾鷲総合病院は、休日・夜間における入院治療を要するような重症救急患者に対する二次救急医療体制として、病院群輪番制病院の役割を担っており、この地域になくてはならない病院であることから、従来から尾鷲市と紀北町が行っている病院群輪番制病院運営事業について支援を続けてまいります。

新型コロナウイルス感染症におきましては、地域差や不確実性はあるものの、全国的には減少傾向が続くことが見込まれております。感染症法上の位置づけの変更に伴う国の政策・措置の見直しを注視しつつ、関係機関と連携を密に図りながら、迅速な対応ができるように努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から三重県が一保険者として運営主体となり、県内市町が広域化しているものの、医療の高度化、被保険者の高齢化等により1人当たり医療費が増加するなど、厳しい事業運営を余儀なくされている状況にあります。

医療費の適正化に向け、医師会などとの連携の下、疾病重症化予防策を講じ、また特定保健指導の充実を図るなど、保健事業を積極的に展開してまいります。

#### **入江康仁議長**

町長、ここでちょっと休憩を入れたいと思います。どうですか。いいですか。

#### **尾上壽一町長**

ありがとうございます。

**入江康仁議長**

それでは、休憩に。

**尾上壽一町長**

はい。

**入江康仁議長**

一般説明の途中でございますが、ここで休憩を取りたいと思います。10時55分まで休憩といたします。

(午前 10時 38分)

---

**入江康仁議長**

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 55分)

---

**入江康仁議長**

一般説明の途中でしたので、尾上町長、続きをお願いします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、引き続き行わせていただきます。

次に、基本目標3つ目の「魅力と活力ある産業のまち」についてであります。

農業振興施策では、農山漁村振興交付金を活用した低コスト耐候性ハウス整備補助をはじめ、安定的な利水を確保するため、一般土地改良事業などにより、農業用水路や揚水機場などの農業生産基盤について、適切な維持管理に努めてまいります。

県営事業では、農業生産基盤や生活環境の整備を図るため、引き続き県営中山間地域総合整備事業の紀北2期地区の事業を実施し、農業基盤整備を進めてまいります。

また、町内6か所の湛水防除の排水機場につきましては、県単排水施設整備事業などにより、出垣内排水機場整備に続き、相賀排水機場、山本排水機場の機器更新整備等を進めてまいります。

さらに、人・農地プラン事業による新規就農者への支援をはじめ、農地中間管理機構を活

用した農地の借手と貸手に対する支援、日本型直接支払制度による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

有害鳥獣対策では、引き続き猟友会と連携した有害鳥獣の適切な駆除や、農村見守り支援員による迅速な対応とともに、獣害防止用の電気柵などの資材費用への助成や鳥獣被害防止総合対策事業などの活用により、サルが生息域調査を行い、獣害被害の軽減に向けた取組をさらに進めてまいります。

海岸環境整備事業につきましては、海水浴場施設の指定管理者などと連携し、これまでの海水浴場の利用に加え、施設の新たな利用などによる魅力向上を図り、地域の活性化につなげてまいります。

次に、林業振興施策では、森林経営管理法に基づく森林管理システムに対応するため、県、森林組合などと連携し、森林環境譲与税を活用した森林所有者への意向調査や森林境界の明確化などに取り組み、適切な森林の整備などを進めてまいります。

さらに、森林環境譲与税により、林道整備の拡充、民有林造林事業の支援、人材育成事業支援、林業従事者の安全装備品購入の支援を行ってまいります。

また、新たに地域おこし協力隊を募集し、地域林業の担い手として活動を行うとともに、UIターン者等の新規就業受入れに力を入れてまいります。

町有林造成事業では、森林経営計画に基づく効率的な町有林経営に努めるとともに、森林組合おわせを中心とした民間委託方式により、計画的な事業量を確保することで、林業技術の伝承や雇用の創出を図るとともに、FSCグループ認証を取得した町有林の適切な森林管理に努めてまいります。

次に、尾鷲ヒノキ材について、その販路拡大に向け、関係団体と連携の下、安定供給体制の構築を図るとともに、地域産材の利用を促進し、木材関連事業を支援するため、町内の製材所から出荷された地域産材を使用した住宅建築に対する補助を引き続き行ってまいります。

次に、水産業振興施策では、三重外湾漁業協同組合と連携し「浜の活力再生プラン」に基づく種苗放流事業など、水産資源の増殖を図るほか、漁業近代化資金、農業経営維持安定化資金への利子補給による漁業経営の改善、外国人漁業研修生受入対策など、多方面から地域水産業を支援してまいります。

また、共同利用施設につきましては、海野漁港クレーン巻上機更新、長島魚市場高圧電気設備改修などへの支援を実施してまいります。

さらに、熊野灘の大型浮漁礁につきましては、老朽化により令和4年度に1基が更新され、

現在2基で運用されていますが、さらなる増設を県に対し要望してまいります。

また、県営藻場造成事業によりまして、海野、島勝浦、白浦沖合における藻場造成に取り組み、アワビやイセエビの生息場の確保、稚魚の成育場の保全に努めてまいります。

さらに、これらの取組と連動させ、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者自らが行う藻場の食害生物の駆除や漁場環境の保全活動を支援し、効率的に漁場の再生を進めるほか、内水面漁業につきましては、銚子川環境保全会が取り組む河川環境の保全活動を支援してまいります。

次に、三重外湾漁業協同組合、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、長島港魚市場の衛生化に取り組むとともに、漁獲物の地域内消費を増大させるため、魚食普及や地産地消の取組を推進し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、漁港管理事業では、引き続き町内の5つの漁港施設の維持・修繕を行い、適切な管理に努めてまいります。

商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援として、みえ熊野古道商工会が実施する事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している小規模事業者経営改善資金及び新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給、創業支援制度としての保証料補助を引き続き実施してまいります。

さらに、中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を引き続き支援してまいります。

また、建築業を中心とした地域経済を活性化し、良好な住環境を実現するための住宅リフォームに補助をしてまいります。

物産振興事業では、地域産品の高付加価値化を進めるために、特産品の開発・販売を促進するとともに、物産のPRにも引き続き努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、寄附者の分析や返礼品の充実を図るなど、多くの皆様からのご寄附を頂けるよう努めてまいります。

そして、頂いた大切なご寄附は、教育環境の充実などに有効活用させていただきます。

集客交流施策といたしまして、観光案内人設置の継続や、道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅海山や始神テラスを特産品の販売や情報発信の基地として、集客・交流を促進してまいります。

同様に、年末いきながしま港市や海・山こだわり市などの物産販売イベントにつきましても、安全・安心に配慮し、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策では、ウィズコロナ時代における観光の本格的な回復を見据え、国内、近隣地域を対象としたマイクロ・ツーリズムや教育旅行の促進を図るとともに、外国人観光客等、インバウンドへの対応を図ってまいります。

また、本町が誇る自然環境や人、歴史、文化に対する多様な観光ニーズに応えるため、地域資源の磨き上げと、体験・体感できる滞在型コンテンツを造成し、さらなる魅力アップに努めてまいります。

令和6年度に世界遺産登録20周年を迎える熊野古道や、ナショナルサイクルルートとして指定されている「太平洋岸自転車道」などを活用してのサイクリング事業等、広域連携を進め、地域同士の交流の促進と地域全体の活性化を推進してまいります。

本町の新しい情報を常に発信するためのPR用テレビ・ラジオ番組の制作や、観光振興PR活動事業として、町内周遊を促進するキャンペーンの実施等を含めた紀北町観光協会への支援を引き続き実施してまいります。

また、今後も地域おこし協力隊による外部からの視点を取り入れたまちづくりや観光振興などにより、地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、基本目標4つ目の「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」についてであります。

幼児教育では、自然との触れ合いや友達との関わりなど、幼稚園・保育所での集団生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて「生きる力」を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進してまいります。

また、令和元年10月より実施しています幼児教育の無償化に伴い、幼稚園教育や一時預かり保育におけるニーズの多様化に対応しながら、引き続きたくましい心と体を育む幼児教育の充実を図るとともに、幼児期に学んだ経験が義務教育及びその後の教育へと円滑につながるよう、幼児と児童の交流や教師などの合同研修会を実施し、幼稚園・保育園・小学校との連携強化に努めてまいります。

学校教育では、「生きる力」の育成のため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視した教育を推進するとともに、支援を必要とする子どもに対しましては、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教育を推進してまいります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、学校施設の整備を行い、安全・安心な学校づくりに努めてまいります。

政府のGIGAスクール構想に基づき整備されたICT教育機器を活用して、協働的な学

びの中で、主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、誰一人取り残さないよう個別最適化された学びを推進してまいります。

小学校入学時の新入学用品の現物支給や、要支援者対策といたしまして、小・中学校における就学援助費での新入学用品費の入学前支給を行い、子育てを応援してまいります。

さらに、学力の向上、豊かな人間性の育成、健康体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本とし、支援の必要な児童・生徒への介助教員、介助員の配置を引き続き行ってまいります。

また、紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づき、町及び学校などが連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、全ての小・中学校において学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めてまいります。

さらに、子ども一人一人の学校生活における満足感や安心感、学習意欲など、児童・生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めてまいります。

中学校では、「生きる力を育む」という理念の下、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育む指導を行ってまいります。

また、外国語教育では、令和元年度より小学5・6年生で英語科、小学3・4年生では外国語活動が始まりました。

小・中連携にて外国語活動・英語教育を通してコミュニケーション能力を高め、グローバルな視点で異文化を理解する学びを推進するとともに、ALTの4名体制を継続してまいります。

また、総合教育会議、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や学校の適正規模・適正配置などの諸課題に対応してまいります。

さらに、コミュニティ・スクールの推進、学校支援地域本部事業、地域未来塾事業を実施することにより、幅広い分野の方々の参画を得ながら学習支援、学校環境整備、学習教育活動などの活動を行い、学校、家庭、地域住民などによる相互連携協力の強化の下、町全体で子どもを育んでいく仕組みづくりを進めてまいります。

学校給食につきましては、紀伊長島地区は紀伊長島学校給食センターから、海山地区は海山学校給食センターから、より安全で安心な学校給食の提供とともに地元食材の活用を推進してまいります。

生涯学習につきましては、町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることがで

きるよう、生涯学習講座や公民館講座などの学習機会を充実させるとともに、デジタル社会への対応策として、高齢者向けのスマホ相談会を実施してまいります。

また、紀伊長島図書室と海山図書室におきまして、幼児から高齢者まで各年齢層の町民が集まり学習しやすい図書室を目指し、図書などの充実を図ってまいります。

青少年の育成では、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長することができるよう、いきいき子ども学園の継続や、子ども会・スポーツ少年団の活動を支援してまいります。

また、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携し、関係機関、家庭、地域が一体となって子どもたちを守り育てていく環境づくりを目指してまいります。

生涯スポーツについては、体育協会などの関係団体を支援していくとともに、権兵衛の故郷走ろう大会や町民駅伝大会、スポーツ体験教室などを開催し、スポーツの機会の提供、普及促進に取り組んでまいります。

また、一人でも多くの子どもたちに夢を持つすばらしさを伝える「夢の教室」の開催や、全国大会などに出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、「美し国三重市町対抗駅伝大会」への参加など、競技スポーツの振興に努めるとともに、町内のスポーツ団体が開催する大会の支援を推進してまいります。

スポーツ交流の推進といたしましては、スポーツ合宿の誘致に向け、様々な媒体での情報発信のほか、県内外での誘致活動を進めるとともに、紀北町観光協会と連携した合宿プランの提供など、受入れ態勢の強化を図ってまいります。

文化・芸術については、多様な文化活動や芸術活動が行えるよう文化団体に対して支援するほか、一流アーティストなどによる演奏会、演芸会を開催することにより、優れた文化・芸術に触れる機会をつくってまいります。

また、熊野古道の保存会や地元企業と連携し、熊野古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、子ども・若者などの次世代に守り伝えていくため、小・中学校の熊野古道学習への語り部を派遣し、地域の魅力を提供してまいります。

次に、基本目標5つ目は「ともに担う参画と協働のまち」についてであります。

今後、財政状況が厳しさを増すことが想定されておりました、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働により町政の運営を進める必要があります。

このことから、その中心的役割を担う自治会の活動拠点である集会所について、年々維持管理が厳しくなっていることに鑑み、引き続き一定の支援を講じてまいります。

そして、町民の皆様との協働によるまちづくりに向け、行政活動の報告と、紀北町まちづくり協議会におきまして、今後のまちづくりに向けた意見交換を行ってまいります。

さらに、SDGsの目標にもあります「ジェンダー平等」の実現や「男女共同参画社会の形成」は大変重要であり、特に女性が活躍する社会の実現に向けた取組を促進するため、引き続き各種審議会や委員会などへの女性の参画を促し、ご意見をいただくことといたしております。

これらの各種方面の皆様からいただいた様々なご意見、ご要望などを踏まえ、これからのまちづくりを町民の皆様と協働して進めていくことで、本町のさらなる発展に向けた取組を加速してまいります。

また、人口減少や高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持できるよう、外部の視点を生かせる地域おこし協力隊の任用を加速させるとともに、空き家バンク制度を通じた移住対策や関係人口を増やす取組などにより、町・地域を活動の場とした協力体制を確立し、町が抱える地域課題の解決を目指してまいります。

このほか、第4次紀北町行財政改革大綱に基づくアクションプログラムを推進し、町民の皆様への参画や協働に重点を置いた持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

また、町民の皆様が簡便かつ正確に本人確認や行政機関などからのサービスを幅広く受けることができるように、マイナンバーカードの取得しやすい環境づくりとともに、その利活用を進めてまいります。

さらに、町民の皆様へ迅速で分かりやすい情報が提供できるよう、デジタル技術を活用した情報発信の手段を形成してまいります。

以上、町政経営に臨む私の基本的な考え方と令和5年度に講じるべき主要施策等について申し上げます。

引き続き、紀北町第2次総合計画の将来像「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、紀北町の人、地域、産業や各種団体、活動など全てが元気になることを目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束めどが立たない中で、国内の物価上昇も収まる心配がなく、家計への負担はますます増加するものと考えられています。

町民の皆様への「命と健康」、「暮らし」を守るために、時代に合わせた変化を重ねながら、職員と共に全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様へのなお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げます。施政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

#### 入江康仁議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

---

### 日程第6～日程第26

#### 入江康仁議長

それでは、議事を進めます。

お諮りします。

日程第6 議案第2号から日程第26 議案第22号までの21件の議案については、提案理由並びに内容説明を求めるに当たり、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案21件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例であります。個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、同法の施行に必要な事項について、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例であります。個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、審査会に関する事項について、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例であります。個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例であります。紀北町上里福祉会館の名称を紀北町上里集会所と改めることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。会計年度任用職員の給料表の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。健康保険法施行令等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定についてであります。令和5年3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてであります。令和5年3月31日をもって指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3

年度分) であります。矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の精算に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 令和4年度紀北町一般会計補正予算(第9号) であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,162万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,814万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ308万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,102万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ789万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,126万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号) であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,593万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,878万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算 であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2,127万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算 であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億936万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算 であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,096万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計予算 であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,848万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 令和5年度紀北町水道事業会計予算 であります。収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を3億9,188万8,000円、支出を3億8,503万3,000円に、資本的収

入及び支出の予定額につきましては、収入を1億5,517万5,000円、支出を2億6,017万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、21件の議案につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

### 入江康仁議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

まず、議案第2号から議案第4号についての内容説明を求めます。

水谷総務課長。

### 水谷法夫総務課長

おはようございます。

それでは、議案第2号 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例について説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第2号 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例

紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、同法の施行に必要な事項について、本条例を制定する必要が生じたためであります。

先に法律改正に至った経緯等をご説明いたします。

令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会形成整備法におきまして、個人情報保護法の改正などが行われました。

背景には、デジタル庁を創設し、デジタル業務改革を強力に推進していく方針が示され、これに伴い公的部門で取り扱うデータの質と量が増えること、また、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化が想定されることから、個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関の個人情報保護委員会が、公的部門を含め一元的に監視監督する体制の確立が必要となりました。

これまでは、国、民間、地方公共団体などで、それぞれ異なる法律・条例により個人情報を保護していましたが、「個人情報」の定義が異なるなどの不均衡・不整合をなくすため、

個人情報の保護を「個人情報保護法」に統一・一本化することとなりました。

2ページをお願いいたします。

第1条の趣旨では、法律の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は定義で、議会を除く、全ての町の機関が対象となります。

第3条は個人情報取扱事務登録簿の作成及び備付けで、町で取り扱う個人情報を含む事務を把握・整理するための規定であります。

3ページをお願いいたします。

第4条は開示請求に係る手数料等で、無料であります。写しを交付する場合はコピー代などの実費を負担していただきます。

第5条は情報公開・個人情報保護審査会への諮問で、個人情報に係る条例を改正・廃止する場合などは審査会に諮問することができる規定であります。

附則第1条で、令和5年4月1日の施行としております。

第2条は、紀北町個人情報保護条例の廃止であります。

4ページをお願いいたします。

第3条では、個人情報保護条例は廃止されますが、守秘義務等は引き続き適用させるための規定であります。

5ページをお願いいたします。

第4条は、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表で説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

第7条第2項第7号で「個人情報」は「個人情報の保護に関する法律」に規定する個人情報である旨を追加しております。

第11条では、個人情報の安全管理及び秘密保持義務の規定を条例から法律に改正しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

次に、議案第3号 紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例について説明させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号 紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例

紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、審査会に関する事項について、本条例を制定する必要性が生じたためであります。

この条例は、同審査会につきましては「紀北町個人情報保護条例」で規定をしておりましたが、廃止することから、新たに審査会条例を制定するものであり、これまでの審査会と変更はありません。

8ページをお願いいたします。

第1条の趣旨では、設置及び組織並びに調査審議の手続き等を定めるものであります。

第2条は設置で、情報公開制度などの審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため設置するものであります。

第3条は定義で、第1号は諮問庁として町の機関や紀北町議会などを、第2号は公文書を、第3号は保有個人情報を規定するものであります。

9ページをお願いいたします。

第4条は所掌事項で、調査審議する事項は、情報公開や個人情報の審査請求、個人情報の制度の諮問などを規定しております。

第5条は組織、第6条は委員、第7条は会長。

10ページをお願いいたします。

第8条から第13条は、手順などに関する規定であります。

11ページをお願いいたします。

第15条は罰則で、秘密を漏らした場合の懲役、または罰金を規定しております。

附則第1条で、令和5年4月1日の施行としています。

第2条で旧審査会の廃止に伴う経過措置として、現審査会委員は新条例においても委嘱するものとみなすこと、期間は残任期間とすることなどを規定しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

次に、議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例

紀北町情報公開条例（平成19年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出

提案理由でございますが、個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

14ページをお願いいたします。

主な内容につきましては、第7条の非開示事項の規定を行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に合わせる改正であります。

16ページをお願いいたします。

本条例は、附則により、令和5年4月1日から施行することとしています。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたします。

17ページをお願いいたします。

目次、第3節は、紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するため、削除に改正するものです。

第7条は、第1号の法令等で公にできない情報や第2号の個人に関する情報などの非開示事項の規定を行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に合わせ改正するもので、これまでと大きな変更はありません。

20ページをお願いいたします。

第9条は引用条文の変更、第15条は第7条の改正で略称を削除するため、正式な名称とするもので、同条第2項第1号は引用条文の変更であります。

21ページをお願いいたします。

第19条と第23条の改正は、紀北町個人情報保護条例の廃止により、紀北町情報公開・個人情報保護条例を制定するため、改正するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

#### **入江康仁議長**

次に、議案第5号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

#### **世古基樹住民課長**

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書22ページをご覧ください。

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町上里福社会館の名称を紀北町上里集会所と改めることに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

23ページをご覧ください。

23ページは改正文でございます。

24ページをご覧ください。

24ページは新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

別表第1（第2条関係）、名称の下線部分、「紀北町上里福社会館」を「紀北町上里集会所」に名称を改めるものでございます。

23ページの改正文をお願いいたします。

中段、附則のとおり、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**入江康仁議長**

次に、議案第6号についての内容説明を求めます。

水谷総務課長。

**水谷法夫総務課長**

議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀北町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。会計年度任用職員の給料表の見直しに伴い、本条例の一部を改正

する必要が生じたためであります。

改正理由につきましては、令和4年度の人事院勧告により職員の給料表の改正議案を令和4年12月定例会におきましてご可決いただき改正いたしました。会計年度任用職員につきましては、翌年度より適用することといたしておりますので、職員の給料表に合わせ改正するものでございます。

26ページをお願いいたします。

改正文であります。行政職給料表を改正するもので、26ページから29ページであります。

30ページをお願いいたします。

現業職給料表を改正するもので、30ページから34ページであります。

34ページをお願いいたします。

本条例の改正は、附則により令和5年4月1日から施行するとしております。

議案第6号の説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

#### **入江康仁議長**

次に、議案第7号から議案第9号についての内容説明を求めます。

上村福祉保健課長。

#### **上村毅福祉保健課長**

それでは、議案第7号についてご説明させていただきます。

議案書42ページをお願いいたします。

議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

#### **提案理由**

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

それでは、内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

45ページをお願いいたします。

45ページ、第4条から47ページ、13条におきましては、上位法令の改正に伴う条項のずれ

で、改正内容に影響はございません。

48ページをお願いいたします。

第15条第1項第4号におきましては、こども家庭庁に所管事務が移管されることに伴い、現在の児童福祉法等の厚生労働省の所管となっている事項が内閣府に移管されるため、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改定するものでございます。

第26条になりますが、民法等の一部を改正する法律の一部施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権の規定が削除されることに伴い、該当条文を削除いたします。

48ページ下段、第35条から52ページ、第42条におきましても、上位法令の改正に伴う条項のずれで、改正内容に影響はございません。

第44条におきましては、第15条と同様に厚生労働省の所管となっている事項が内閣府に移管されるため、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改定するものでございます。

第50条から56ページ、第52条までは、上位法令の改正に伴う条項のずれで、こちらも改正内容に影響はございません。

ここで、恐れ入りますが、44ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号についてご説明させていただきます。

議案書57ページをお願いいたします。

議案第8号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

現在、この条例を適用する施設は町内にはございませんが、今後、該当施設が設置される場合を鑑み、児童福祉法の一部を改正する法律の改正に伴い、今回、条例改正を行うものとなっております。

それでは、内容につきまして新旧対照表で説明をさせていただきます。

61ページをお願いいたします。

第1条から第6条の2項までは、上位法令の改正に伴う条項のずれで、改正内容に影響はございません。

62ページをお願いいたします。

第6条第4項、第5項におきましては、家庭的保育事業等による保育の提供終了後も、満3歳以上の児童に対して、必要な教育、または保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う保育所、幼稚園等を適切に確保しなければならないとされておりますが、その確保が困難と市町村長が認めるときは、連携協力をを行う施設の確保を不要としますが、認可外保育所等において、市町村長が適当と認める施設を卒園後の受皿として確保しなければならない規定を加えるものとなっております。

第7条の2におきましては、児童福祉法の一部を改正する法律により、児童の安全の確保に関するものにつきましては、国の基準の改正が行われました。

これにより、家庭的保育事業等においては、安全計画を各事業所において策定する規定を追加するものでございます。

63ページをお願いいたします。

第7条の3項におきましては、国の省令の改正に伴い、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えるものとなっております。

63ページ、第10条から65ページの第23条までは、上位法令の改正に伴う条項のずれで、改正内容に影響はございません。

第25条におきましては、こども家庭庁に事務が移管されることに伴い、児童福祉法等、現在は厚生労働省の所管となっている事項を内閣府に移管されるため、条例中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正するものでございます。

第37条第4項におきましては、居宅訪問型保育所の保育の提供に関して、保護者の疾病等の要件を加えるものとなっております。

ここで恐れ入りますが、60ページに戻っていただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は、第1条において、安全管理の設置を令和5年4月1日から施行するものとなっておりますが、第2条におきまして、令和6年3月31日までの経過措置を設けております。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号についてご説明をさせていただきます。

議案書68ページをお願いいたします。

議案第9号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紀北町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

まず初めに、条例改正の内容でございますが、児童福祉法の一部を改正する法律により、児童の安全確保に関するものについては国の基準が改正されました。これにより放課後児童健全育成事業においては、安全計画を各事業所において策定する規定の整備をするものでございます。

それでは、内容について新旧対照表で説明をさせていただきます。

71ページをお願いいたします。

第6条第2項につきましては、第1項においては、安全計画の策定内容、第2項では、職員への周知と研修、第3項では、保護者への周知、第4項におきましては、安全計画の見直しを整備するものでございます。

第6条の3項におきましては、国の省令の改正に伴い、バスの送迎に関する安全管理の徹底の規定を加えるものとなっております。

第12条の2項におきましては、安全計画策定後の継続的な実施や非常時での体制を定めるものとなっております。

72ページをお願いいたします。

第13条におきましては、感染症や食中毒が発生した場合や、蔓延をしないために、職員に対して定期的な訓練を実施する規定を加えるものとなっております。

ここで70ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、この条例の施行日は、第1条におきまして、令和5年4月1日から施行するものとなっておりますが、第2条におきまして、安全計画の策定におきましては、

令和6年3月31日までの経過措置を設けております。

以上で、議案第7号から第9号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 入江康仁議長

次に、議案第10号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

#### 世古基樹住民課長

議案第10号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書73ページをご覧ください。

議案第10号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

健康保険法施行令等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

このたびの改正内容でございますが、内容といたしましては、出産育児一時金の増額でございます。

74ページをお願いいたします。

74ページは改正文でございます。

75ページをお願いいたします。

75ページは新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正条文となります。

（出産育児一時金）

第6条の下線部分の出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改めるもの  
でございます。

74ページの改正文をお願いします。

74ページ中段、附則第1項のとおり、令和5年4月1日から施行するもので、附則第2項  
につきましては、経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 入江康仁議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

岩見農林水産課長。

#### 岩見建志農林水産課長

それでは、議案第11号についてご説明いたします。

議案書の76ページをお願いいたします。

議案第11号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、和具の浜海水浴場施設の指定管理を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 和具の浜海水浴場施設
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町島勝浦252番地5  
名 称 株式会社M I Y A M A  
代表者 代表取締役 山口敬子
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から  
令和10年3月31日まで

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

令和5年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

和具の浜海水浴場につきましては、県営の海岸環境整備事業で海水浴場として整備され、平成15年7月より運営しており、令和2年度より指定管理者制度を導入し、民間の活力を活用した運営を進めてまいりました。

和具の浜海水浴場は、県内をはじめ県外からの来場も多く、リピーターも増え、人気の海水浴場となっております。

今後とも民間の活力を生かす指定管理を継続することで、施設の適切な管理とともに、安全で安心できる海水浴場の運営に加え、施設の有効活用やイベントなどを通じ、島勝浦地区

をはじめ町の活性化につなげていきたいと考えています。

指定管理者選定については、令和4年11月21日から12月23日までの期間公募を行い、これにより1社から応募がございまして、選定委員会の審査を経て候補者として選定されました。

今回の指定管理の候補者である株式会社MIYAMAにつきましては、これまで指定管理を行ってきた会社であり、地元島勝浦地区の会社であります。

海水浴場運営はもとより、キッチンカー出店や干物づくりなど地域の方々と連携した活動に取り組んでおられます。

管理運営に当たり、利用者などへの対応、安全管理面などからも、株式会社MIYAMAが管理運営することで、効率的かつ効果的な運営と地域活性化につながることを期待できることから、引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

議案第11号についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 入江康仁議長

次に、議案第12号についての内容説明を求めます。

直江生涯学習課長。

#### 直江憲樹生涯学習課長

それでは、議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書の77ページをご覧ください。

議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町健康増進施設の指定管理者を次のとおり指定する。

#### 記

- 1 施設の名称 紀北町健康増進施設
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町相賀417番地1  
名 称 特定非営利活動法人  
海山スイミングクラブ  
代表者 理事長 川端康樹
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から  
令和10年3月31日まで

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、令和5年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、引き続き現指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

紀北町健康増進施設は、平成29年7月1日から令和2年3月31日までを第1期、令和2年4月1日から令和5年3月31日を第2期として、当法人である特定非営利活動法人海山スイミングクラブが指定管理者として管理しております。

当法人は、これまで施設の管理運営に必要な人材や体制をしっかりと確保し、教育することで、魅力ある講座やスクールの実施につなげており、会員やビジターなどの利用者の拡大に貢献していただいております。また、コロナ禍での運営においては、感染対策を徹底することにより、施設を介しての感染を発生させることなく、現在に至っております。

地域に根差した当法人が運営を行うことで、会員獲得やビジター利用、スイミングスクールの運営などで利用率の向上が図られ、さらには、利用者の憩いの場、触れ合いの場として活用していただいております。

また、町内に拠点を置く当法人が運営していただくことで、町内での雇用創出にも大きく貢献いただき、適切な施設の維持管理などと合わせて、十分に施設の設置目的を達成していただいております。

これらのことから、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項第1号に規定する、「指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため特定の団体に管理させることが、適切な管理及び運営に資すると認められるとき。」に該当すると認められるため、公募によらない指定管理者の候補者に選定いたしました。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### **入江康仁議長**

次に、議案第13号についての内容説明を求めます。

岩見農林水産課長。

#### **岩見建志農林水産課長**

それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案書の78ページをお願いいたします。

議案第13号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3

年度分)

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業（令和3年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 （変更前）2億1,325万2,410円  
（変更後）2億52万410円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 一見勝之

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業の精算に伴い変更委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

今回提案の変更委託事業契約につきましては、令和3年度分の矢口漁港分予算を令和4年度に繰越し、令和4年度に工事を実施しました事業について、事業の精算に伴い、矢口漁港海岸において、事業費及び事務費に不用額が生じたため、三重県との委託契約を1,273万2,000円減額して変更契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書79ページの資料をお願いいたします

資料につきましては、令和3年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施行期間でございます。

上の表が、令和3年度分における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

契約額につきましては、変更前が事業費2億704万1,410円、事務費が621万1,000円、計で2億1,325万2,410円、変更後が事業費1億9,468万410円、事務費が584万円、計で2億52万410円となり、事業費で1,236万1,000円、事務費で37万1,000円、計で1,273万2,000円の減額

となります。

続きまして、下の表の事業費概要をお願いいたします。

この表は、上記契約額のうち事務費を除いた事業費であり、三重県との委託契約に係る部分の事業費の内訳でございます。

交付金事業及び町単事業と2つの事業で実施しております。

交付金とありますものは、農山漁村地域整備交付金を活用したもので、町単とありますものは、合併特例債を活用した町単独事業に係るものでございます。

農山漁村地域整備交付金事業につきましては、金額の変更はございません。

町単事業で施工します堤防工につきましては、工事の精算により、変更前8,000万円、変更後6,763万9,000円となり、1,236万1,000円の減額でございます。

県への委託分の計としましては、変更前が2億704万1,410円、変更後が1億9,468万410円となり、1,236万1,000円の減額でございます。

次に、施行期間であります。

施行期間につきましては、令和3年4月23日から令和5年3月31日までで変更はございません。

議案第13号についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 入江康仁議長

ここで、昼食のため1時15分まで休憩といたします。

(午後 0時 12分)

---

#### 入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 15分)

---

#### 入江康仁議長

次に、議案第14号についての内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

#### 上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第14号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の内容について説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度紀北町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,162万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,814万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月2日 提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、6ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

追加が総務費で1件、衛生費で1件、農林水産業費で4件、土木費で3件、合計9件、1億1,124万2,000円を令和5年度に繰越ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表は、地方債補正であります。

変更が、過疎対策事業を4億3,220万円から4億1,860万円に、緊急防災・減災事業を1,050万円から640万円に、緊急自然災害防止対策事業を2億1,520万円から2億1,300万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第4項、第1目ともに森林環境譲与税は91万6,000円の増額で、森林環境譲与税譲与金の確定によるものがございます。

第7款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は1,800万円の減額で、交付見込みによ

るものございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は1億130万5,000円の増額で、普通交付税の確定によるものがございます。

11ページをご覧ください。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は359万2,000円の減額で、私立保育所保育料負担金、老人ホーム入所負担金などの実績見込みによるものがございます。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第4目・農林水産使用料は81万6,000円の増額で、和具の浜海水浴場駐車場料金の実績によるものがございます。

第5目・商工使用料は1,959万6,000円の増額で、温泉施設使用料407万円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料1,907万8,000円の増額など、実績見込みによるものがございます。

12ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は2,736万8,000円の減額で、障害者自立支援給付費負担金1,189万9,000円、児童手当等負担金1,489万9,000円の減額など、実績見込みによるものがございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は964万5,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金935万1,000円の増額などによるものがございます。

なお、当交付金は、がんばろう商品券事業への充当財源としております。

第2目・民生費補助金は786万円の減額で、障害者地域生活支援事業費等補助金417万6,000円、保育士等処遇改善臨時特例交付金404万4,000円の減額は実績見込みによるもの、保育対策総合支援事業費補助金36万円は、令和5年4月から義務化された保育園の送迎バス等への安全装置に対する補助金を新たに計上するものがございます。

第3目・衛生費補助金は316万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金439万6,000円の増額など、実績見込みによるものがございます。

13ページをご覧ください。

第6目・土木費補助金は935万2,000円の減額で、道路メンテナンス事業費補助金835万2,000円の減額など、見込みによるもの等でございます。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は16万9,000円の増額で、特例処理事務交付金の確定によるものがございます。

第2目・民生費負担金は2,832万3,000円の減額で、園児数の減や公定価格の改定などによる施設型給付費・地域型保育給付費負担金1,229万4,000円の減額など、実績見込みによるものでございます。

14ページをご覧ください。

第2項・県補助金、第2目・民生費補助金は208万8,000円の減額で、地域生活支援事業費補助金の実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は71万8,000円の減額で、浄化槽設置促進事業補助金の実績見込みによるものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は1,375万7,000円の減額で、みえ森と緑の県民税市町交付金の連携枠1,320万9,000円の減額など、実績見込みなどによるものでございます。

第6目・土木費補助金は119万円の減額で、木造住宅耐震補強事業費補助金の実績によるものでございます。

第7目・消防費補助金は450万円の増額で、地域減災力強化推進補助金は、紀北町洪水ハザードマップ作成業務に充当するものでございます。

第8目・教育費補助金は6万円の減額で、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金は、実績見込みによるものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は368万1,000円の減額で、15ページをご覧ください。参議院議員選挙執行委託金の実績によるものでございます。

第2目・民生費委託金は4万3,000円の増額で、全国在宅障害者等実態調査委託金を新たに計上するものでございます。

第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は10万2,000円の増額で、農林水産課所管の町有地貸付収入の増加によるものでございます。

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は235万2,000円の増額で、普通財産売払収入231万6,000円の増額など、実績によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第17款、第1項ともに寄附金、第9目・一般寄附金は30万円の増額で、紀北信用金庫様からの寄附金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は1億3,795万7,000円の減額で、繰入金の一部を財政調整基金に戻入れするものでございます。

第2目・減債基金繰入金は1億円の減額で、減債基金に戻入れするものでございます。

17ページをご覧ください。

第20款・諸収入、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は39万8,000円の増額で、地域支援事業受託事業収入の増額など、実績などによるものでございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は107万5,000円の減額で、森林総合研究所分収造林受託事業収入の実績見込みによるものでございます。

第5項及び第6目ともに雑入は8,000円の減額で、会計年度任用職員雇用保険料の減額によるものでございます。

18ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目・総務債は140万円の増額で、上里集会所建設事業債の確定によるものでございます。

第4目・農林水産業債は60万円の減額で、農業債が10万円の増額で、農地中間管理機構関連農地整備事業債、林業債が70万円の減額で、林道便石線舗装事業債の精算見込みによるものでございます。

第6目・土木債は1,630万円の減額で、道路橋りょう債の減額は、町道整備事業など13事業の精算見込みなどによるものでございます。

第7目・消防債は440万円の減額で、小型動力ポンプ付積載車整備事業債410万円の減額など、精算などによるものでございます。

これで歳入予算のご説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は105万8,000円の減額で、議会活動及び議会事務局運営事業の精算見込みによるものでございます。

20ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は1,297万5,000円の減額で、職員人件費801万5,000円の減額など、職員の育児休業による給料等の減額によるものなどでございます。

第2目・文書広報費は27万5,000円の減額で、法令・例規集管理事業の実績見込みによるものでございます。

第5目・財産管理費は363万円の減額で、庁舎管理事業765万6,000円、地区集会所建設事業376万6,000円の減額は、実績見込みなどによるもの、基金管理事業837万4,000円の増額は、

地域づくり事業基金などへの積立てなどがございます。

第7目・支所及び出張所費は690万円の減額で、海山総合支所管理事業の実績見込みによるものでございます。

21ページをご覧ください。

第3項、第1目ともに戸籍住民基本台帳費は78万9,000円の減額で、戸籍電算管理事業の実績見込みによるものでございます。

22ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第4目・町議会議員選挙費は1,370万1,000円の減額で、実績によるものでございます。

第7目・参議院議員選挙費は369万5,000円の減額で、実績によるものでございます。

24ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は128万8,000円の減額で、主に国民健康保険事業特別会計繰入金199万9,000円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は896万円の減額で、障害者更正医療費給付事業233万3,000円などの増額や、障害者介護・訓練等給付事業827万6,000円などの減額で、実績見込みなどによるものでございます。

25ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は2,748万2,000円の減額で、主に老人福祉施設措置事業1,461万3,000円の減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は655万8,000円の減額で、老人ホーム管理運営事業217万5,000円などの減額で、実績見込みによるものでございます。

27ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は148万9,000円の増額で、放課後児童クラブ対策事業の前年度補助金の返還によるものでございます。

第2目・保育所費は3,978万9,000円の減額で、主に児童保育事業3,483万7,000円の減額で、公定価格改定及び実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は2,143万3,000円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

28ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は362万9,000円の減額で、予防接種事業901万8,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対策事業538万9,000円の増額は、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・環境衛生費は369万2,000円の減額で、浄化槽設置整備事業の実績見込みによるものでございます。

29ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は73万5,000円の減額で、農業委員会運営事業の精算見込みによるものでございます。

第2目・農業総務費は11万3,000円の増額で、農地中間管理機構関連農地整備事業の県の事業費増加に伴う負担金の増額でございます。

第5目・農地費は80万4,000円の増額で、主に一般土地改良事業110万4,000円の増額で、宮谷池事業計画策定委託料の増額によるものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・林業費、第2目・林業振興費は548万7,000円の減額で、主にみえ森と緑の県民税市町交付金事業1,156万9,000円の減額で、実績によるものでございます。

第3目・林業施設費は77万9,000円の減額で、林道・治山関係事業は便石線整備事業の実績によるものでございます。

第4目・町有林造成費は、町有林造成事業の財源更正でございます。

第5目・分収造林費107万3,000円の減額は、分収造林事業の実績によるものでございます。

31ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は148万2,000円の減額で、主に外国人漁業研修生受入対策事業90万円の減額で、外国人研修生受入れ人数の減によるものでございます。

第3目・漁港管理費は273万3,000円の減額で、漁港管理事業の実績によるものでございます。

32ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は432万7,000円の減額で、がんばろう商品券事業、きほく子育て・生活支援商品券事業、物価高騰対策生活支援商品券事業の実績によるものでございます。

第2目・商工業振興費は169万1,000円の減額で、主に物産振興事業115万1,000円などの減額で、実績見込みなどによるものでございます。

第3目・観光費は773万6,000円の増額で、主に新型コロナウイルスの感染拡大による大白祭などの中止による観光活性化対策事業220万円の減額、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業1,346万円の増額は、報償費の実績見込みによるものでございます。

33ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は100万1,000円の減額で、道路台帳修正業務委託事業の実績によるものでございます。

34ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は1,291万6,000円の減額で、町道道路維持補修事業、橋りょう維持補修事業の実績見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は1,317万1,000円の減額で、町道道路改良事業の町単分と舗装の実績見込みによるものでございます。

35ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第2目・公園費200万円の増額は、県の事業費の増額に伴う負担金の増額によるものでございます。

36ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は318万円の減額で、木造住宅耐震補強事業の実績によるものでございます。

37ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費292万3,000円の減額は、三重紀北消防組合負担金の確定によるものでございます。

第3目・消防施設費411万9,000円の減額は、小型動力ポンプ付き積載車の入札によるものでございます。

第4目・水防費は、河川海岸水防対策事業の財源更正でございます。

第5目・災害対策費は162万円の減額で、主に防災訓練執行事業123万円の減額で、新型コロナウイルス感染拡大で訓練を中止したことによるものでございます。

38ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・教育振興費14万4,000円の減額は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の実績見込みによるものでございます。

第4目・奨学費は360万円の減額で、奨学金貸与事業の実績見込みによるものでございます。

39ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は624万1,000円の減額で、特別支援学級児童介助教員設置事業318万1,000円、ALT事業306万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

第2目・教育振興費は114万4,000円の減額で、要保護及び準要保護児童就学援助事業の実績見込みによるものでございます。

40ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は307万8,000円の減額で、特別支援学級生徒介助教員設置事業の実績見込みによるものでございます。

41ページをご覧ください。

第4項・第1目ともに幼稚園費は501万円の減額で、職員の育児休業による給料等の減額によるものなどでございます。

42ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は199万1,000円の減額で、主に文化振興事業45万円と放課後子ども教室推進事業60万1,000円の減額で、新型コロナウイルスの感染拡大で事業を中止・縮小したことによるものでございます。

第2目・公民館費は141万7,000円の減額で、公民館管理運営事業の実績見込みによるものでございます。

43ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は804万7,000円の減額で、主に紀伊長島地区学校給食管理運営事業734万7,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

44ページをご覧ください。

第11款、第1項ともに公債費、第1目・元金は減債基金の繰戻しによる財源更正でございます。

45ページからは、地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、46ページの合計の欄をご覧ください。

前年度末現在高は125億9,499万8,000円で、当該年度中の起債見込額が今回1,990万円の減額で、補正後の見込額は9億7,857万9,000円となり、当該年度中の元金償還見込額の13億8,371万3,000円を差し引きますと、当該年度末現在高見込額は121億8,986万4,000円となる見込みでございます。

次に、47ページの給与費明細書をご覧ください。

実績見込みにより、その他の特別職の報酬が158万1,000円の減額で、補正後の合計額としましては1億3,608万円となる見込みでございます。

2の一般職につきましては、職員分から説明させていただきます。

49ページをご覧ください。

給料が981万7,000円、職員手当671万6,000円、共済費190万円の減額により、合計1,843万3,000円の減額となり、補正後の総額は12億1,935万8,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、50ページをご覧ください。

報酬が1,311万2,000円、職員手当264万4,000円、共済費336万円の減額により、合計1,911万6,000円の減額となり、補正後の総額は4億8,734万9,000円となります。

戻りますが、48ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は3,754万9,000円を減額し、17億670万7,000円となります。

51ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料981万7,000円の減額は、職員の育児休業によるものでございます。

職員手当936万円の減額の主な要因は、職員の育児休業による減額と選挙執行経費の精算によるものでございます。

52ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

## **入江康仁議長**

次に、議案第15号及び議案第16号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

## **世古基樹住民課長**

それでは、議案第15号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ308万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,102万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目・保険給付費等交付金につきましては、109万4,000円を減額し、15億3,387万8,000円にしようとするものでありますが、特別交付金に係る各事業費の確定に伴うものです。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、199万9,000円を減額し、1億6,288万7,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分187万7,000円の減額、保険基盤安定繰入金の保険者支援分74万9,000円の減額、7ページをご覧ください。未就学児均等割保険料繰入金41万7,000円、事務費分9万円、財政安定化支援事業繰入金12万円の増額は、いずれも繰入金額の決定によるものでございます。

第8款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第5目・社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、8,000円を増額するものでありますが、マイナンバーカードの健康保険証利用申し込み支援事業補助金の額の決定によるものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費の9万8,000円の増額は、国民健康保険の電算システム委託料の変更に伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第6項、第1目ともに傷病手当金10万円の増額は、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給額の実績に伴うものでございます。

10ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費につきましては、財源の更生でございます。

11ページをご覧ください。

第5款、第2項ともに保健事業費、第1目・保健衛生普及費11万2,000円の増額につきましては、事業の内容変更に伴う増額分となります。

12ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目・財政調整基金積立金につきましては、357万8,000円を減額し、4,698万円にしようとするものでございます。

13ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第2目・県支出金返納金18万3,000円の増額につきましては、事業精算に伴う償還金の増額分となります。

以上で、議案第15号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第16号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ789万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,126万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金は、86万3,000円を減

額し、3億4,950万6,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴うものでございます。

第2目の保険基盤安定繰入金は、703万3,000円を減額し、8,597万4,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、789万6,000円を減額し、6億377万7,000円にしようとするものでありますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の額の変更によるものでございます。

以上で、議案第16号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 入江康仁議長

次に、議案第17号についての内容説明を求めます。

近藤老人ホーム赤羽寮長。

#### 近藤大志老人ホーム赤羽寮長

それでは、議案第17号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

すみません、まず予算書の1ページをお願いします。

令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,593万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,878万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

すみません、6ページをお願いいたします。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、85万円を減額して435万4,000円とするものであります。居宅介護サービス費収入実績見込みによる減であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、2,938万8,000円を減額して1億2,408万6,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減であります。

次に、第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、1,430万5,000円を増額して3,370万5,000円とするものであります。居宅介護サービス費収入、施設介護サービス費収入の減額に伴う基金からの繰入れであります。

続きまして、歳出予算の内容説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、1,593万3,000円を減額し、1億7,613万4,000円とするものであります。

会計年度任用職員人件費については、報酬などの実績見込みに基づく減額であります。

老人ホーム管理運営事業につきましては、昇降式介護浴槽購入における入札差金の減額など、実績見込みに基づく減額を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

#### **入江康仁議長**

次に、議案第18号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

#### **上ノ坊健二財政課長**

それでは、議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の内容について説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町一般会計予算

令和5年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106億2,127万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

3ページから7ページは、第1表 歳入歳出予算でございます。

8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。機器リース料など、全部で14件でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業ほか合計10億5,460万円でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入歳出の内容を説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

ここからは歳入の説明をさせていただきます。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は4億7,178万円でございます。

第2目・法人は5,071万3,000円でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は6億867万6,000円でございます。

13ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は392万6,000円でございます。

第3項・軽自動車税、第1目・環境性能割は277万9,000円でございます。

第2目・種別割は5,321万4,000円でございます。

14ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は9,996万6,000円でございます。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は1,770万円でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は4,920万円でございます。

15ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに森林環境譲与税は6,062万6,000円でございます。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は59万2,000円でございます。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は374万7,000円でございます。

16ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は785万4,000円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに法人事業税交付金は498万2,000円でございます。

第7款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は3億5,600万円でございます。

17ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに環境性能割交付金は980万円でございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は510万円でございます。

第10款、第1項、第1目ともに地方交付税は43億5,460万円で、内訳としましては、普通交付税が40億5,000万円で、特別交付税が3億460万円でございます。

18ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は80万円でございます。

第12款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第2目・民生費負担金は3,665万7,000円で、私立保育所保育料負担金1,697万9,000円などがございます。

第3目・衛生費負担金は6万円で、未熟児養育医療給付負担金でございます。

19ページをご覧ください。

第13款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は125万2,000円で、小松原住宅使用料72万円などがございます。

第3目・衛生使用料は713万5,000円で、一般廃棄物処理施設使用料456万円などがございます。

第4目・農林水産使用料は221万2,000円で、和具の浜海水浴場駐車場料金218万4,000円などがございます。

第5目・商工使用料は7,586万2,000円で、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料5,695万3,000円などがございます。

第6目・土木使用料は4,240万2,000円で、20ページをご覧ください。町営住宅使用料3,770万5,000円などがございます。

第7目・教育使用料は3,230万5,000円で、健康増進施設使用料2,942万円などがございます。

21ページをご覧ください。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は724万8,000円で、戸籍手数料408万5,000円などがございます。

第3目・衛生手数料は70万2,000円で、狂犬病予防注射済票交付手数料41万4,000円などがございます。

第4目・農林水産手数料は6,000円で、メジロの鳥獣飼養許可手数料でございました。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は5億1,381万9,000円で、障害者自立支援給付費負担金2億1,239万1,000円、22ページをご覧ください。子どものための教育・保育給付費負担金1億8,318万円などがございます。

第2目・衛生費負担金は27万円で、未熟児養育医療負担金でございました。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は5,233万8,000円で、個人番号カード事務費補助金995万4,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金3,300万円などがございます。

23ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は4,927万1,000円で、子ども・子育て支援交付金2,484万8,000円などがございます。

第3目・衛生費補助金は599万2,000円で、循環型社会形成推進交付金490万3,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は5,602万5,000円で、農山漁村振興交付金1,602万5,000円、海岸保全施設整備事業費補助金4,000万円などがございます。

第6目・土木費補助金は6,133万3,000円で、道路メンテナンス事業費補助金5,457万7,000

円などがございます。

第8目・教育費補助金は542万6,000円で、24ページをご覧ください。特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金264万円などがございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は30万1,000円で、中長期在留者住居地届出等事務委託費28万5,000円などがございます。

第2目・民生費委託金は429万7,000円で、国民年金事務委託金419万2,000円などがございます。

25ページをご覧ください。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は83万2,000円で、特例処理事務交付金でございました。

第2目・民生費負担金は3億4,890万2,000円で、障害者介護給付費負担金1億545万2,000円などがございます。

第3目・衛生費負担金は13万5,000円で、未熟児養育医療負担金でございました。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は294万3,000円で、三重県南部地域活性化基金事業費補助金219万3,000円などがございます。

26ページをご覧ください。

第2目・民生費補助金は8,067万2,000円で、心身障害者医療費補助金3,275万円などがございます。

第3目・衛生費補助金は474万1,000円で、浄化槽設置促進事業補助金307万3,000円などがございます。

第4目・農林水産業費補助金は7,116万4,000円で、みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠）1,133万6,000円、林道改良事業費補助金2,477万6,000円などがございます。

27ページをご覧ください。

第5目・商工費補助金は41万円で、地方消費者行政活性化交付金でございました。

第6目・土木費補助金は232万8,000円で、木造住宅耐震補強事業費補助金162万円などがございます。

第7目・消防費補助金は315万3,000円で、消防団設備整備費補助金でございました。

第8目・教育費補助金は261万4,000円で、放課後子ども教室推進事業費補助金137万2,000円などがございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は1,192万1,000円で、中学校校舎等施設営繕事業などに

充当する交付金でございます。

28ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は3,231万8,000円で、県民税徴収取扱委託金1,899万8,000円などがございます。

第4目・農林水産業費委託金は185万円で、海岸維持修繕事業委託金180万円などがございます。

第6目・土木費委託金は1,770万2,000円で、海岸清掃委託金640万円などがございます。

第7目・消防費委託金は205万円で、樋門管理委託金でございます。

29ページをご覧ください。

第16款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は580万8,000円で、町有地貸付料387万7,000円などがございます。

第2目・利子及び配当金は393万6,000円で、基金運用利息391万8,000円などがございます。

30ページをご覧ください。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は140万円でございます。

第17款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金は1億8,000万円で、ふるさと寄附金でございます。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は5億6,735万8,000円でございます。

第2目・減債基金繰入金は5億円でございます。

31ページをご覧ください。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は4,018万8,000円で、観光推進事業など4事業に充当するものがございます。

第8目・庁舎等改築及び改修基金繰入金は126万5,000円で、本庁舎階段・トイレ漏水修繕工事などに充当するものがございます。

第15目・地域振興基金繰入金は2億2,778万7,000円で、地区集会所管理事業など16事業に充当するものがございます。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は1億5,359万1,000円で、ふるさと納税返礼品取扱委託料などのふるさと寄附金推進事業に1億130万7,000円と9事業に5,228万4,000円を充当するものがございます。

第20目・紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金は1,865万8,000円で、小学校校

舎等施設営繕事業に充当するものでございます。

第21目・森林環境譲与税基金繰入金は1,252万4,000円で、林道・治山関係事業に充当するものでございます。

32ページをご覧ください。

第19款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

第20款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は169万6,000円でございます。

第2目・加算金は1,000円でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は920万5,000円で、奨学資金貸付金返還金770万5,000円などがございます。

33ページをご覧ください。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は6,709万5,000円で、地域支援事業受託事業収入5,880万4,000円などがございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は604万7,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入596万2,000円などがございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円で、原動機付自転車標識紛失弁償金でございます。

第6目・雑入は5,941万3,000円で、34ページをご覧ください。東紀州環境施設組合派遣職員人件費交付金670万円などがございます。

39ページをご覧ください。

第21款及び第1項ともに町債、第1目の総務債は1億140万円で、過疎地域持続的発展特別事業債は、対象となるソフト事業として、CATV行政放送事業など16事業に充当するものでございます。

第4目・農林水産業債は1億6,510万円で、そのうち農業債は4,650万円で、県単排水施設整備事業債など、林業債は6,860万円で、林道野又越線改良事業債などがございます。水産業債は5,000万円で、海岸保全施設整備事業債でございます。

第6目・土木債、道路橋りょう債は2億5,150万円で、町道白浦線道路整備事業など11事業に充当するものでございます。

40ページをご覧ください。

河川施設債は7,050万円で、準用河川宮前川河川改修事業債などがございます。

第7目・消防債は4億5,840万円で、排水機場整備事業債などがございます。

第8目・教育債は2,020万円で、西小学校屋上防水改修事業債などがございます。

第10目・臨時財政対策債は5,800万円でございます。

以上が歳入予算でございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

人件費及び会計年度任用職員人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

41ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は9,210万8,000円で、議会活動及び議会事務局運営事業6,514万1,000円は、議会の運営等に要する経費でございます。

43ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億6,125万円で、主な事業としましては、総合住民情報システム運営事業5,969万9,000円は、システムの運用費や証明書等をコンビニエンスストア等で交付するために要する経費などがございます。

46ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は6,371万4,000円で、主な事業としましては、CATV行政放送事業2,092万円は、行政放送番組「ふるさと紀北町」の番組の制作などに要する経費や、文書取扱事業2,316万6,000円は、文書の処理などに要する経費でございます。

第3目・財政管理費は756万9,000円で、予算編成や財務会計システムに要する経費などがございます。

第4目・会計管理費は281万7,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は2億9,061万3,000円で、主な事業としましては、48ページをご覧ください。基金管理事業1億9,464万6,000円は、ふるさと応援基金積立金1億8,000万円など、基金への積立てに要する経費などがございます。

第6目・企画費は3億1,379万7,000円で、主な事業としましては、49ページをご覧ください。地方バス運行対策事業6,328万6,000円は、おでかけ応援サービス「えがお」の運行費や、尾鷲長島線等の維持及び廃止代替バス河合線、自主運行バスの「いこかバス」などに要する経費、また、高度情報化推進事業1億2,138万円は、町の情報ネットワークの更新やデジタル田園都市国家構想推進事業等に関する経費、ふるさと寄附金推進事業1億130万7,000円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品等に要する経費、地域おこし協力隊受け入れ事業1,712

万4,000円は、きほくと都市部のネットワークづくりや、移住・定住のコーディネート等を推進する協力隊員4名分に係る経費などでございます。

50ページをご覧ください。

第7目・支所及び出張所費は4,012万1,000円で、主な事業としましては、海山総合支所管理事業3,020万円は、海山総合支所庁舎の維持管理等に要する経費でございます。

51ページをご覧ください。

第8目・公平委員会費は6万4,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費は420万3,000円で、防犯活動や交通安全対策、犯罪被害者等の支援に要する経費のほか、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。なお、令和5年度から特殊詐欺等被害防止機器購入補助金を新たに計上しております。

52ページをご覧ください。

第12目・諸費は692万3,000円で、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金などがございます。

第13目・地域振興費は1,000万円で、住宅リフォームを促進し、地域経済の活性化を推進するための事業補助金で、500万円の増額となっております。

53ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は9,869万円で、税務一般事務事業2,525万4,000円は、システム改修の委託料などがございます。

54ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は531万6,000円で、預貯金照会電子サービスの使用料や三重地方税管理回収機構への負担金等の徴収に要する経費でございます。

55ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は7,259万4,000円で、主な事業としましては、戸籍電算管理事業1,711万3,000円でございます。

57ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は767万7,000円で、選挙管理委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・県議会議員選挙費は1,078万1,000円で、選挙執行に要する経費でございます。

59ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は202万2,000円で、住宅・土地統計調査や漁業

センサス等、指定統計調査の受託事業でございます。

60ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は77万3,000円で、監査委員2名分の報酬などがございます。

61ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は7億8,318万円で、主な事業としましては、国民健康保険事業特別会計繰出金1億6,558万2,000円や、紀北広域連合運営事業4億6,214万9,000円の紀北広域連合への負担金でございます。

62ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億4,951万6,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業6,572万9,000円は、心身障害者の方への医療費助成に要する経費で、63ページをご覧ください。障害者介護・訓練等給付事業4億2,214万5,000円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費などがございます。

第4目・国民年金事務費は1,125万2,000円で、国民年金事業127万4,000円などがございます。

65ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は5億5,459万7,000円で、主な事業としましては、老人福祉特別対策事業（町単）1,614万円は、ねたきり老人等福祉保健手当や紀北町高齢者保健福祉計画策定等に係る経費、老人福祉施設措置事業2,674万8,000円は、町外の養護老人ホーム入所措置に係る経費、そして、後期高齢者医療特別会計繰出金4億4,291万1,000円でございます。

66ページをご覧ください。

第2目・養護老人ホーム費は1億36万2,000円で、主な事業としましては、老人ホーム管理運営事業3,454万8,000円は、養護老人ホーム赤羽寮の運営に要する経費でございます。

68ページをご覧ください。

第4目・老人保健費は1,000円で、事務に係る手数料でございます。

69ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は8,462万3,000円で、主な事業としましては、放課後児童クラブ対策事業5,918万1,000円が、放課後の児童対策のための事業補助金等でございます。

第2目・保育所費は4億3,940万9,000円で、主な事業としましては、70ページをご覧ください。児童保育事業4億131万5,000円は、保育所児童保育の実施に要する町内の私立保育所6園への事業補助金などがございます。

第3目・児童措置費は1億2,467万円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は3,718万7,000円で、主な事業としましては、子ども医療費助成事業2,634万4,000円は、中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達後の年度末までの子どもの入院医療費の助成に要する経費などがございます。

第5目・へき地保育所費は7万6,000円で、建物の維持に要する経費でございます。

71ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費20万円は、災害援護資金償還に要する事務費などがございます。

72ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億5,135万1,000円で、主な事業としましては、地域保健共通事業2,312万2,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金などがございます。

73ページをご覧ください。

第2目・予防費は7,829万9,000円で、主な事業としましては、予防接種事業3,756万6,000円が、任意予防接種の接種費用の一部助成を含む予防接種に要する経費、そして、がん検診に要する経費2,355万9,000円でございます。

74ページをご覧ください。

第3目・環境衛生費は5,226万8,000円で、主な事業としましては、火葬場及び霊柩車管理運営事業2,561万9,000円は、浄聖苑の火葬炉設備修繕や管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金などがございます。

75ページをご覧ください。

第4目・環境保全費は157万1,000円で、環境美化とごみ分別化の徹底等により、ごみの減量化を推進する経費でございます。

76ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億4,320万4,000円でございます。

77ページをご覧ください。

第2目・塵芥処理費は5億7,322万9,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンタ

一管理運営事業 3億9,675万2,000円は、紀伊長島及び海山リサイクルセンターの施設管理費、ごみ収集処理事業6,973万1,000円は、ごみの収集とごみ収集車 3 台の更新に要する経費でございます。

78ページをご覧ください。

第 3 目・し尿処理費は9,339万円で、クリーンセンターの管理運営に要する経費でございます。

80ページをご覧ください。

第 3 項・上水道費、第 1 目・上水道施設費は4,656万2,000円で、繰出基準などに基づく水道事業会計への繰出金でございます。

81ページをご覧ください。

第 5 款・農林水産業費、第 1 項・農業費、第 1 目・農業委員会費は810万2,000円で、農業委員会の運営等に要する経費でございます。

第 2 目・農業総務費は5,725万4,000円で、主な事業としましては、農政総合企画事業 1,916万1,000円は、民間事業者を支援するための農山漁村振興交付金などでございます。

83ページをご覧ください。

第 5 目・農地費は8,587万4,000円で、主な事業としましては、農地防災事業4,287万4,000円は、排水機場 6 施設の維持管理費や山本排水機場の機器の更新等の県への事業負担金などでございます。

85ページをご覧ください。

第 2 項・林業費、第 1 目・林業総務費は4,378万8,000円で、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

86ページをご覧ください。

第 2 目・林業振興費は7,957万8,000円で、主な事業としましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業1,835万5,000円は、河川周辺の立枯木整備委託料や人家裏等の危険木の伐採への事業補助金等、森林経営管理推進事業5,473万7,000円は、森林環境譲与税を活用し、林業の成長産業化と森林の適切な管理を推進するもので、森林経営管理推進員 1 名の人件費、軽自動車 1 台の購入費、民有林造成事業費補助金等、地域おこし協力隊受け入れ事業（林政分）384万1,000円は、林業従事者の増加及び林業の活性化を図る協力隊員 1 名分に係る経費等でございます。

87ページをご覧ください。

第3目・林業施設費は1億773万5,000円で、林道・治山関係事業4,710万7,000円は、向井牛場線はじめ4つの林道の舗装・修繕工事、林道改良事業6,062万8,000円は、野又越線の修繕工事などでございます。

第4目・町有林造成費は3,912万5,000円で、町有林の保育、管理等を実施する経費などでございます。

88ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は596万5,000円で、分収造林の受託事業でございます。

89ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,530万3,000円で、主な事業としましては、島勝漁村センター管理事業162万7,000円は、施設の維持管理に要する経費でございます。

90ページをご覧ください。

第2目・水産業振興費は1,864万6,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業1,129万円は、銚子川湯口堰堤修繕工事や海野漁港クレーン巻上機更新事業、長島魚市場高圧設備改修事業、長島港魚市場筏作成事業の補助金などでございます。

第3目・漁港管理費は1億472万3,000円で、主な事業としましては、海岸保全施設整備事業9,270万円は、矢口漁港海岸施設の堤防等の整備でございます。

91ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は5,673万3,000円で、主な事業としましては、消費者行政に要する経費などでございます。

92ページをご覧ください。

第2目・商工業振興費は6,800万6,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円は、みえ熊野古道商工会に対する補助金、小規模事業者利子補給事業1,658万5,000円は、紀北町新型コロナウイルス感染症（民間金融機関）利子補給補助金と小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（コロナ特別枠）などでございます。

第3目・観光費は1億9,159万8,000円で、主な事業としましては、93ページをご覧ください。温泉施設管理運営事業4,216万6,000円は、古里温泉の管理運営に要する経費、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業5,733万9,000円は、キャンプinn海山の管理運営に要する経費、地域おこし協力隊受け入れ事業（観光分）1,699万4,000円は、銚子川のブランド力UPや魚まち地区の活性化等を推進する協力隊員4名分に係る経費などでございます。

95ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は1億284万円で、土木事業推進及び道路台帳の修正などに要する経費でございます。

97ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は362万4,000円で、道路関係団体負担金などがございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億6,557万9,000円で、主な事業としましては、町道道路維持補修事業5,171万2,000円は、町道の維持補修に要する経費、橋りょう維持補修事業7,560万円は、橋りょう点検や設計、改修に要する経費でございます。

98ページをご覧ください。

第3目・道路橋りょう新設改良費は2億2,271万1,000円で、主な事業としましては、町道道路改良事業の町単分1億5,650万円は、町単独の道路改良10事業などに要する経費でございます。

99ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は811万円で、河川・海岸の環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は5,870万円で、準用河川宮前川河川改修事業及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は1,780万3,000円で、山居地区の急傾斜地崩壊対策事業の県への事業委託料及び負担金でございます。

100ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,542万7,000円で、主な事業としましては、江ノ浦橋管理委託事業1,004万5,000円でございます。

101ページをご覧ください。

第2目・港湾施設費は400万円で、江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

102ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は710万8,000円で、都市計画の事務処理などに要する経費でございます。

第2目・公園費は2,568万2,000円で、主な事業としましては、県営公園整備促進事業2,003万8,000円は、令和5年夏にオープン予定の城ノ浜地区の熊野灘臨海公園プール等整備に係る負担金などがございます。

第4目・高速道路関連費は、一般負担金の14万円でございます。

103ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は4,525万2,000円で、主な事業としましては、町営住宅管理事業3,538万5,000円は、町営住宅の維持管理や修繕、船付団地解体工事などに要する経費でございます。

104ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は5億5,306万6,000円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は5,110万3,000円で、主な事業としましては、消防団員活動事業3,862万6,000円は、消防団員の年報酬、報償費、新基準活動服、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は703万円で、主な事業としましては、消防機械器具整備管理事業611万6,000円は、消防団車両、小型動力ポンプ及び消防水利等の維持管理に要する経費でございます。

105ページをご覧ください。

第4目・水防費は4億7,012万3,000円で、河川海岸水防対策と汐ノ津呂排水機場の監理業務や積算委託料及び工事費等に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は3,694万7,000円で、主な事業としましては、防災推進事業266万9,000円は、防災計画の策定や防災会議の執行等に係る経費で、令和5年度から紀北町ガラス飛散防止事業費補助金を新たに計上しております。防災行政無線管理事業1,671万7,000円は、防災行政無線の維持管理や防災アプリ配信機能強化のための改修などに要する経費でございます。

107ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万1,000円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は9,304万9,000円で、主な事業としましては、児童生徒スクールバス運行事業1,687万3,000円は、運行に要する経費でございます。

108ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は999万1,000円で、主な事業としましては、教育振興事業215万2,000円は、団体等への活動補助金、きほく子育て応援事業634万6,000円は、小学校入学時の学用

品の支給及び幼稚園保育料と給食費、小・中学校給食費の第3子以降の無料化に要する経費でございます。

109ページをご覧ください。

第4目・奨学費は848万円で、奨学金の貸与に要する経費でございます。

110ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は3億869万円で、主な事業としましては、小学校管理運営事業5,191万4,000円は、小学校8校分の維持管理に要する経費、特別支援学級児童介助教員設置事業4,702万5,000円は、介助教員及び介助員18名の配置に要する経費、小学校校舎等施設営繕事業7,450万3,000円は、西小学校屋上防水工事、相賀小学校ウッドデッキ改修工事、西小学校・東小学校・赤羽小学校の児童トイレ改修工事等に要する経費、休校学校等管理事業7,505万円は、旧島勝小学校解体工事に要する経費でございます。

111ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,889万1,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,129万1,000円は、小学校8校の教育振興に要する経費でございます。

113ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は9,620万3,000円で、主な事業としましては、中学校管理運営事業4,158万4,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費、特別支援学級生徒介助教員設置事業1,591万8,000円は、介助教員及び介助員6名の配置に要する経費、中学校校舎等施設営繕事業1,593万8,000円は、潮南中学校の玄関屋根防水改修工事と給食用エレベーター改修工事等に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,393万3,000円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業1,303万8,000円は、中学校4校の教育振興に要する経費などでございます。

115ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は5,308万円で、幼稚園管理運営事業1,594万2,000円は、紀伊長島幼稚園図書室床改修工事を含む管理運営に要する経費でございます。

118ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億3,372万1,000円で、主な事業としましては、集会施設等管理運営事業1,687万6,000円は、8施設の管理運営に要する経費でございます。

120ページをご覧ください。

第2目・公民館費は4,272万3,000円で、東長島公民館移動観覧席修繕工事を含む公民館2館の管理運営や設備の更新などに要する経費でございます。

121ページをご覧ください。

第3目・郷土資料館費は534万1,000円で、熊野古道客等も多く利用している海山郷土資料館のトイレ改良工事を含む郷土資料館2か所の管理運営に要する経費でございます。

第4目・文化財調査費は790万円で、主な事業としましては、特別天然記念物カモシカ食害対策事業400万円は、防護柵設置などに要する経費、熊野古道関係事業352万5,000円は、三浦峠木橋修繕工事を含む世界遺産熊野古道の保存継承に要する経費などでございます。

123ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は955万2,000円で、主な事業としましては、スポーツ交流推進事業512万1,000円は、合宿誘致や団体への補助金などに要する経費、スポーツ子育て事業145万9,000円は、スポーツ体験やスポーツ選手との触れ合いにより子育てを支援する「夢先生」事業に要する経費などでございます。

第2目・給食施設費は1億6,156万9,000円で、主な事業としましては、海山地区と紀伊長島地区の学校給食センターの管理運営費と、地元食材活用支援事業330万円は、地元業者から地元食材を購入し、学校給食に活用するための支援を図る経費、物価高騰学校給食費支援事業356万8,000円は、物価高騰の影響を受けている幼稚園・小中学生の保護者の負担軽減を図るための経費でございます。

125ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は8,672万1,000円で、主な事業としましては、体育館管理事業591万7,000円は、海山体育館と志子体育館のLED化工事を含む体育館の管理運営に要する経費、健康増進施設管理事業6,871万7,000円は、紀北健康センターの指定管理料のほか維持管理に要する経費などでございます。

127ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は14億227万4,000円で、長期債の償還元金でございます。

第2目・利子は3,488万6,000円で、長期債の償還利子及び一時借入金利子でございます。

128ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

129ページから134ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

135ページと136ページは、地方債現在高の見込みに関する調書でございますが、136ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高の合計は、前々年度末現在高の令和3年度末では125億9,499万8,000円で、前年度末現在高の令和4年度末では121億8,986万4,000円となる見込みでございます。これに当該年度の令和5年度中の増減見込みとしまして、起債借入見込額の10億5,460万円を加え、元金の償還見込額の14億227万4,000円を差し引きますと、令和5年度末現在高は118億4,219万円となる見込みでございます。

次に、137ページ以降は給与費明細書でございます。

まず、1の特別職の本年度分でございますが、町長ほか三役の人件費については、年間所要額は合計3,561万4,000円でございます。

議員については、14名分の報酬などで、年間所要額は合計5,705万円でございます。

そのほかの特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員や消防団員など926人分の報酬で、年間所要額は4,396万9,000円でございます。

138ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の人件費は、合計で17億4,328万円でございます。

説明につきましては、職員と会計年度任用職員をそれぞれで説明いたします。

139ページをご覧ください。

先に、職員分を説明いたします。

職員数は2人減の170人、再任用短時間勤務職員が1人増の9人でございます。

給料は6億5,668万7,000円、職員手当3億5,123万9,000円、共済費は2億790万6,000円で、合計12億1,583万2,000円でございます。

前年度と比較し、給料が365万9,000円の減、職員手当が104万円の増、共済費が110万5,000円の増、合計で151万4,000円の減となります。

主な要因といたしましては、給料の減額は人事異動等によるもので、職員手当の増額は、勤勉手当の支給率の増によるものでございます。

次に、会計年度任用職員分につきましては、140ページをご覧ください。

会計年度任用職員は全員パートタイム会計年度任用職員であり、職員数は6人減の205人、報酬は3億8,463万9,000円、職員手当6,415万4,000円、共済費は7,865万5,000円で、合計5億2,744万8,000円でございます。

前年度と比較し、報酬が1,439万円の増、職員手当が191万円の増、共済費が492万4,000円の増、合計で2,122万4,000円の増となります。

主な要因といたしましては、報酬の増額は改定によるもので、職員手当の増額は、報酬の増額に伴う期末手当の増によるものでございます。

142ページのアの職員1人当たり給与から、146ページのケのその他の手当までは、給料及び職員手当の状況を示したものでございます。

以上で、令和5年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

#### 入江康仁議長

ここで、2時55分まで休憩といたします。

(午後 2時 41分)

---

#### 入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 55分)

---

#### 入江康仁議長

次に、議案第19号及び議案第20号についての内容説明を求めます。

世古住民課長。

#### 世古基樹住民課長

それでは、議案第19号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億936万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

令和5年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億936万2,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ4億837万6,000円減額の予算を計上させていただきました。

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入からご説明させていただきますので、予算書の7ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料3億51万9,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料3,000円をそれぞれ計上しております。保険料率につきましては、令和4年度と変わりなく据え置いております。

8ページをご覧ください。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料1万円は、保険料督促に係る手数料でございます。

9ページをご覧ください。

第3款・県支出金、第3項・県負担金・補助金、第1目の保険給付費等交付金11億3,115万5,000円のうち、普通交付金で10億7,437万6,000円計上しておりますが、これは国民健康保険の財政運営を行う上での基礎的な交付となりますが、町が行う保険給付に応じ、同額を県が交付するものでございます。

特別交付金は5,677万9,000円計上しておりますが、これは各市町の財政難などによる不均衡を調整すること等を目的に県が交付するものでございます。

第4款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

10ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては1億6,558万2,000円でございますが、一般会計から国民健康保険事業特別会計への繰入金でございます。これは、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るものや、職員給与費分などの交付税措置のある法定分の繰入れ等でございます。

11ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整のために基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、108万8,000円を計上しております。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、令和4年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第7款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金1,000円につきましては、一般被保険者等延滞金でございます。

12ページをご覧ください。

第4項・雑入、第3目・一般被保険者第三者納付金100万円と、第4目・退職被保険者等第三者納付金1,000円は、それぞれ交通事故等による損害賠償金でございます。

第5目・一般被保険者返納金と、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円を計上しております。

次に、歳出をご説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては3,864万2,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,572万2,000円、会計年度任用職員1名分の人件費217万6,000円、一般事務事業は1,074万4,000円でございますが、被保険者証の郵送料や三重県国民健康保険団体連合会での共同処理電算事務手数料などがございます。

14ページをご覧ください。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金103万1,000円でございますが、審査事務処理に係る負担金などがございます。

15ページをご覧ください。

第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業229万6,000円でございますが、保険料決定通知書の郵送料、コンビニ納付手数料などがございます。

16ページをご覧ください。

第3項、第1目ともに運営協議会費につきましては22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業のための15名分の委員報酬でございます。

17ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては9億2,399万円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費は1,000円、第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費としまして528万2,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましては1,000円を計上しております。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料591万6,000円でございますが、三重県国民健康保険団体連合会への手数料でございます。

18ページをご覧ください。

第2項・高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費1億4,590万4,000円、第2目の退職被保険者等高額療養費1,000円につきましては、医療費が高額になった場合に一部負担給付をするものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費20万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円でございますが、高額介護合算療養費は、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。

19ページをご覧ください。

第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金は462万円を計上しております。

第2目の支払手数料3,000円につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険団体連合会を通して直接支払いをするための経費でございます。

20ページをご覧ください。

第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費225万円は、45件分を見込んだものでございます。

21ページをご覧ください。

第6項、第1目ともに傷病手当金は、新型コロナウイルス感染者が病気・けがなど療養のため労働不能となった方へ、対象となる賃金日額の3分の2の賃金を手当金として支給するものであり、30万円を計上しております。

22ページをご覧ください。

第3款・国民健康保険事業費納付金でございますが、町が支払う保険給付費に対し、県が

町に交付金として支払うための財源として徴収するものでございます。

算定方法としましては、県が県全体の保険給付費の見込みを立て、必要額を市町ごとに所得水準や医療費水準を考慮して決定するもので、市町が県に納付金として納めるものでございます。

その内訳としましては、第1項・医療給付費分、第1目の一般被保険者医療給付費分として2億8,578万5,000円、23ページの第2項・後期高齢者支援金等分、第1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分として1億1,019万5,000円、24ページの第3項、第1目ともに介護納付金分として3,901万7,000円でございます。

25ページをご覧ください。

第5款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業費2,076万1,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための特定健康診査等に係る委託料などの経費でございます。

26ページをご覧ください。

第2項・保健事業費、第1目の保健衛生普及費1,069万7,000円につきましては、国民健康保険保健事業として、医療費通知に係る経費や脳ドック検診などに係る経費558万3,000円と国保ヘルスアップ事業といたしまして511万4,000円を計上しております。

この事業は、生活習慣病予防対策や重症化予防対策として、特定健康診査、特定保健指導等を推進し、医療費をさらに適正なものにしていくための保健事業を行うもので、事業費は全額補助対象となります。

27ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の利息の積立てでございます。

28ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利子でございます。

29ページをご覧ください。

第8款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の200万円は、保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

30ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円ござい

ます。

以上で、議案第19号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第20号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,096万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

令和5年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,096万7,000円で、前年度当初予算に比べ、それぞれ93万8,000円増額の予算を計上させていただきました。

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料1億2,352万1,000円と、第2目の普通徴収保険料5,135万6,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいて計上しております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料1,000円は、保険料督促に係る手数料でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億4,924万5,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものがございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金9,366万6,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては1,000円計上しております。

第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金200万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に過誤が生じた際の還付金でございます。

8ページをご覧ください。

第5項、第5目ともに雑入117万7,000円につきましては、被保険者に対しての保健事業と介護予防事業を実施する経費に対しての三重県後期高齢者医療広域連合からの事業収入でございます。

次に、歳出につきまして、9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費1,283万5,000円につきましては、職員人件費として職員1名分971万1,000円、一般事務事業では、関係法規の追録代、システム改修等194万7,000円となります。

保健と介護予防の一体的実施事業では、生活習慣病予防の冊子作成等で117万7,000円、全額補助での事業になります。

10ページをご覧ください。

第2項、第1目ともに徴収費58万4,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

11ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金6億554万8,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の財政運営に係る紀北町分の納付金です。

12ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金200万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額を計上しております。

以上で、議案第20号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## 入江康仁議長

次に、議案第21号の内容説明を求めます。

近藤老人ホーム赤羽寮長。

**近藤大志老人ホーム赤羽寮長**

それでは、議案第21号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

令和5年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,848万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は3,600万円と定める。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は640万2,000円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者収入510万円と利用者収入130万2,000円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は1億6,984万8,000円で、保険者収入1億4,197万8,000円と利用者収入2,787万円であります。

第4款・寄付金、第1項・寄付金、第1目・老人ホーム寄付金は1,000円を計上するものであります。

次に、7ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は89万8,000円であります。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円を計上するものでありま

す。

8ページをご覧ください。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として1,000円を計上するものであります。

第2項・雑入、第1目・雑入は35万4,000円であります。会計年度任用職員雇用保険料等であります。

次に、9ページをお願いします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は98万2,000円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者負担軽減措置に係る補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は1億7,530万3,000円であります。内容につきましては、職員人件費が職員9名分で6,332万9,000円、会計年度任用職員人件費は26名分で7,124万3,000円であります。

次に、老人ホーム管理運営事業は4,050万9,000円でありまして、光熱水費882万円、賄材料費1,235万2,000円等を計上しております。

また、利用者育成事業は、遠足、運動会、誕生会等の執行経費22万2,000円であります。

続きまして、13ページをご覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は314万円で、短期入所生活介護に係る経費であります。

続きまして、14ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円あります。

以上で、議案第21号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくをお願いします。

#### **入江康仁議長**

次に、議案第22号の内容説明を求めます。

奥村水道課技術係長。

#### **奥村邦仁水道課技術係長**

それでは、議案第22号 令和5年度紀北町水道事業会計予算についてご説明させていただ

きます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数は7,969戸

第2号 年間総給水量は212万7,558m<sup>3</sup>

第3号 一日平均給水量は5,813m<sup>3</sup>といたしております。

第4号 主な建設改良事業は、

相賀橋架替工事に伴う仮設工事は4,750万円

相賀橋架替工事に伴う既設管撤去工事は1,710万円

県道矢口浦上里線道路改良工事に伴う支障移転工事は3,000万円

一般国道422号線(大原工区)道路改良工事に伴う支障移転工事は950万円

呼崎地区配水管布設替工事は480万円でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入につきましては、第1款・水道事業収益は3億9,188万8,000円、第1項・営業収益は3億2,692万2,000円、第2項・営業外収益は6,496万6,000円でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款・水道事業費用は3億8,503万3,000円、第1項・営業費用は3億5,357万3,000円、第2項・営業外費用は3,125万5,000円、第3項・特別損失は20万5,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億499万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額435万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億64万1,000円で補てんするものとする)。

収入でございますが、第1款・資本的収入は1億5,517万5,000円、第1項・負担金は4,900万円、第2項・補助金は4,167万5,000円、第3項・企業債は6,450万円でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款・資本的支出は2億6,017万4,000円、第1項・建設改良費は1億4,752万5,000円、第2項・企業債償還金は1億1,264万9,000円でございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、上水道建設改良資金にあてるため、限度額は6,450万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用を定めたものでございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費は6,678万3,000円といたしております。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,656万2,000円であるとしております。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、701万3,000円と定めるものでございます。

令和5年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、予算に関する説明書により説明させていただきます。

予算書の29ページをお願いいたします。

令和5年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款・水道事業収益は3億9,188万8,000円

で、前年度予定額に対しまして191万4,000円の減額となっております。

第1項・営業収益は3億2,692万2,000円、第1目・給水収益3億2,477万5,000円は、水道料金収入でございます。

第2目・その他営業収益214万7,000円で、材料売却収益88万2,000円は、給水装置、工所用材料売却収益、手数料18万7,000円は、指定給水装置工事事業者登録・更新手数料等、雑収益107万8,000円は水道加入分担金でございます。

30ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益6,496万6,000円、第2目・補助金488万7,000円は、企業債償還利子等に係る一般会計からの補助金でございます。

第3目・長期前受金戻入5,992万1,000円は、国庫・県補助金等の長期前受金戻入でございます。

第4目・雑収益15万8,000円は、土地貸付料15万7,000円等でございます。

31ページをお願いいたします。

次に、収益的支出につきましては、第1款・水道事業費用は3億8,503万3,000円で、前年度予定額に対しまして1,422万6,000円の増額となっております。

第1項・営業費用3億5,357万3,000円、第1目・原水及び浄水費6,810万4,000円は、原水及び浄水設備の維持管理に要する経費でございます。

主なものといたしましては、委託料1,188万9,000円は、水質検査業務委託、水道施設保守点検費用等、動力費5,061万7,000円は、浄水場等の電気料金でございます。

第2目・配水及び給水費2,147万7,000円は、配水池及び給配水管の維持管理に要する経費でございます。

主なものといたしましては、通信運搬費262万7,000円は、専用回線使用料等、委託料137万9,000円は、漏水調査業務委託等。

32ページをお願いいたします。

修繕費900万円は、給配水管修繕工事など、動力費433万円は、加圧ポンプ場及び配水池の電気料金、材料費330万7,000円は、給配水管修繕用の材料代でございます。

第3目・総係費9,138万1,000円は、水道料金の調定、収納事務ほか、人件費等を含めた水道事業活動全般に要する経費でございます。

主なものといたしましては、報酬628万1,000円は、水道水源保護審議会委員及び会計年度任用職員の報酬、給料3,293万8,000円は、職員9名分の給料、職員の手当等が1,287万1,000

円、賞与引当金繰入額が481万5,000円。

33ページをお願いいたします。

法定福利費952万6,000円は、職員9名分と会計年度任用職員3名分に係るものでございます。委託料1,253万8,000円は、電算システムや検針・集金業務委託料等、会費負担金503万2,000円は、三重県市町総合事務組合への退職手当負担金等でございます。

34ページをお願いいたします。

第4目・減価償却費は1億6,869万4,000円で、構築物、機械及び装置等の減価償却費でございます。

第5目・資産減耗費は324万8,000円で、布設替えや施設の更新等に伴う固定資産の除却等によるものでございます。

第6目・その他営業費用は66万9,000円で、給水装置工事用材料売却の原価でございます。

35ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用3,125万5,000円。

第1目・支払利息及び企業債取扱諸費1,596万8,000円は、企業債利子の償還金1,595万8,000円等でございます。

第2目・消費税及び地方消費税1,528万6,000円は、消費税及び地方消費税納付額でございます。

第3目・雑支出1,000円を予算措置してございます。

第3項・特別損失20万5,000円。

第1目・過年度損益修正損10万5,000円は、過年度水道料金の減免額でございます。

第2目・その他特別損失10万円は、貸倒引当金繰入額でございます。

36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款・資本的収入は1億5,517万5,000円で、前年度予定額に対しまして4,330万4,000円の増額となっております。

第1項、第1目ともに負担金は4,900万円で、内訳といたしましては、相賀橋架替工事に伴う仮設工事に係る補償金4,650万円、消火栓設置工事負担金5基分250万円でございます。

第2項、第1目ともに補助金は4,167万5,000円で、一般会計補助金4,167万5,000円は、企業債償還元金等に係る補助金でございます。

第3項、第1目ともに企業債は6,450万円で、建設改良工事に係る上水道事業債の借入れでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第1款・資本的支出は2億6,017万4,000円で、前年度予定額に対しまして1,375万4,000円の増額となっております。

第1項・建設改良費1億4,752万5,000円。

第1目・上水道改良費は1億2,539万2,000円で、主な事業といたしましては、委託料749万円は、水道ビジョン更新業務等、工事請負費1億890万円は、相賀橋架替工事伴う仮設工事ほか3地区において布設替工事等を予定しております。人件費につきましては、設計技師1名分の予算を計上しております。

38ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費は2,213万3,000円で、主なものといたしましては、機械及び装置購入費2,163万3,000円は、水道料金システムハンディターミナル機器導入費362万4,000円、便ノ山浄水場設備更新事業460万円、量水器取替事業575万5,000円、取替量水器購入費495万4,000円等でございます。

第2項、第1目ともに企業債償還金は1億1,264万9,000円で、企業債元金の償還に係るものでございます。

申し訳ございませんが、予算書の5ページまでお戻りください。

5ページから6ページは、令和5年度の紀北町水道事業会計予算実施計画でございます。

7ページから8ページは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度紀北町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

9ページから17ページは、令和5年度の給与費明細書でございます。

18ページは、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度紀北町水道事業予定損益計算書でございます。

19ページから21ページは、令和4年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表でございます。

22ページから23ページは、財務諸表に関する注記を記載してございます。

24ページから26ページは、令和5年度末の紀北町水道事業予定貸借対照表でございます。

27ページから28ページは、財務諸表に関する注記を記載してございます。

以上で、議案第22号 令和5年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

## 入江康仁議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

---

**入江康仁議長**

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月3日の本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**入江康仁議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月3日の本会議で行うことに決定しました。

---

**入江康仁議長**

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時 41分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5年 6月 14日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 脇 昭博

紀北町議会議員 宮地 忍